

国道 138 号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会

第 5 回

資 料

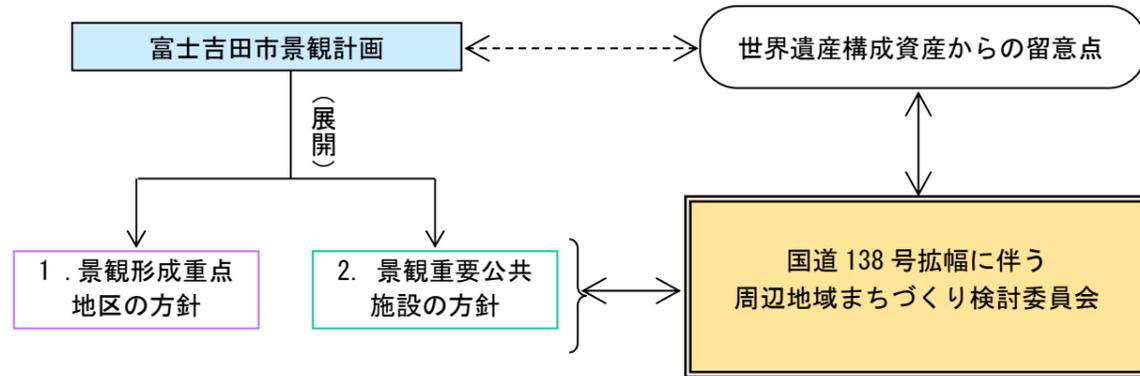
1. 前回までのおさらい…………… 1
2. 富士吉田市景観計画からの展開について…………… 6
3. 世界遺産の視点からの検討…………… 12
4. 国道 138 号拡幅区間の整備について…………… 14

平成 30 年 2 月 27 日

1. 前回までのおさらい

【新屋拡幅に係る景観形成方針の枠組み】

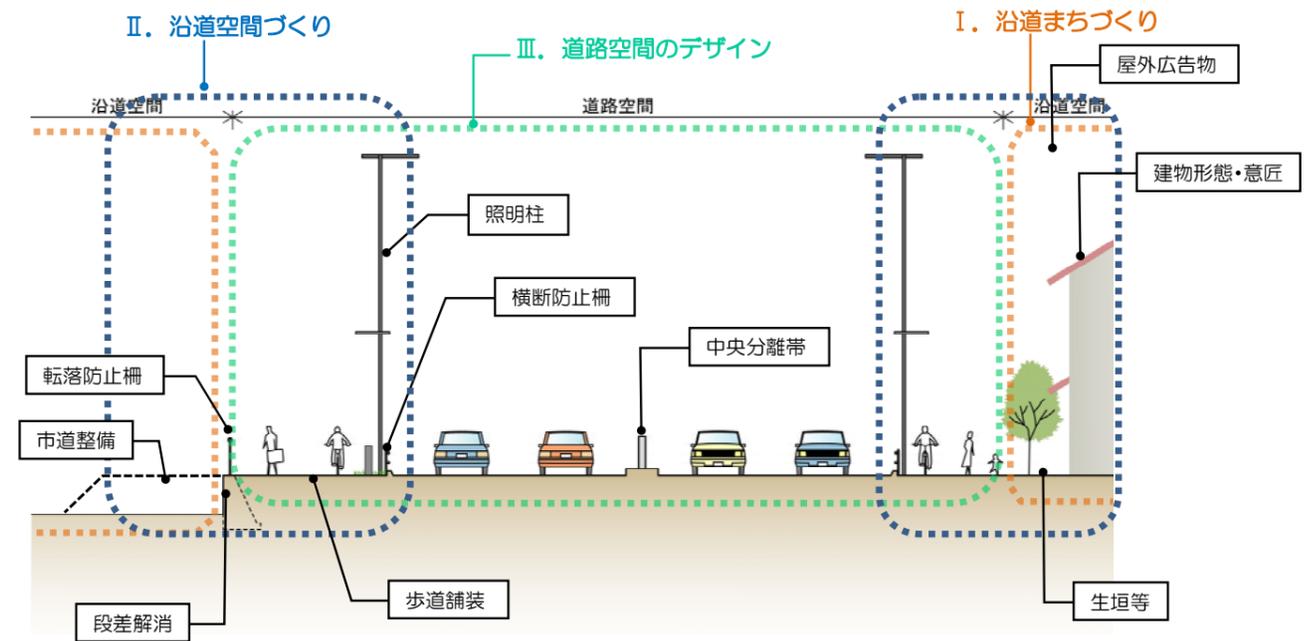
富士吉田市景観計画の実現化に向けた展開の枠組みは、以下のとおり整理することができる。



| 富士吉田市景観計画 ＜平成28年3月策定＞ | 国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会 ＜平成25年11月設置＞ |
|---|---|
| ＜目標像＞ 「富士山を未来にひきつぐおもてなしの景観創造まちづくり」 | ＜景観形成のコンセプト＞ 富士北麓を代表する落ち着いたきと風格のある道路空間の形成 |
| ●景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> 御師の街並み沿道ゾーン <input checked="" type="checkbox"/> 富士浅間神社・国道138号沿道ゾーン <input type="checkbox"/> 東エントランス拠点 | ●重点検討区間の方針 ①富士浅間神社前 ・国道137号～北口本宮富士浅間神社の安全な歩行回遊動線の形成 ・拡幅に伴う沿道空間との一体的整備 ・北口本宮富士浅間神社を核とした落ち着いたきと風格のある道路空間の形成 ②リフレふじよしだ周辺 ・富士吉田市の玄関口のゲート性の演出 ・沿道土地利用の変化に対応した景観形成・誘導 ・地域資源をつなぐ安全で利用しやすい歩行空間の確保 |
| ●景観重要公共施設 <input checked="" type="checkbox"/> 国道138号 | ●道路景観形成方針 1. デザインの統一感による一体的な空間の形成 2. 歴史・文化と豊かな自然環境の調和 3. 回遊性・快適性に配慮した歩行環境の実現 4. 将来のメンテナンス・利用のしやすさへの配慮 |
| 関連する調整事項 | (山梨県) ●世界遺産構成資産からの留意点 ●屋外広告物条例 等 |

【景観形成の役割分担】

新屋拡幅は、以下の3つの区分(ゾーン)の空間特性を踏まえながら、それぞれ連携した施策・役割分担のもと検討する。



| 項目 | 内容 | 役割分担 |
|-----------------|---|------------|
| I. 沿道まちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 沿道まちづくり(浅間神社前エリア) 拠点整備(リフレ前エリア) 市道整備 建築物の形態・意匠等の方針 等 | 市・住民 |
| II. 沿道空間(景観)づくり | <ul style="list-style-type: none"> 歩行者ネットワーク整備、歩行者空間整備(セットバック、駐車場等) 敷地内の植栽方針 屋外広告物 等 | 市・国・住民(民間) |
| III. 道路空間デザイン | <ul style="list-style-type: none"> 安全な道路空間、バリアフリー 道路附属物(照明柱、柵類、植栽等)のデザイン 舗装高質化 等 | 国 |

1. 前回までのおさらい

【新屋拡幅に伴う周辺地域まちづくりの状況について】

| | 各種計画・条例等の概要 | 具体的な施策（赤字は新屋拡幅関連） | | |
|--------|-------------------------------|--|--|---|
| | | 沿道まちづくり | 沿道空間づくり | |
| 計画・条例等 | 富士吉田市景観計画 (H28. 3) | <ul style="list-style-type: none"> ●景観形成目標 『富士山を未来にひきぐつおもてなしの景観創造まちづくり』 ●地域別方針 上吉田地域：富士の自然・歴史・文化を活かした広域観光交流のまち ●景観類型 <ul style="list-style-type: none"> ・景観ゾーン 市街地・田園集落景観形成地域／里地里山富士山麓景観形成地域 ・景観軸 東西市街地景観軸 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観形成重点地区候補地 <ul style="list-style-type: none"> □御師の街並み沿道ゾーン □富士浅間神社・国道138号沿道ゾーン □東エントランス拠点 □富士山駅周辺ゾーン □富士見バイパス沿道ゾーン □新倉山浅間公園ゾーン □月江寺レトロな街並みゾーン 他 7箇所 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観重要公共施設候補例 (幹線道路) 富士見バイパス／国道138号／国道139号／昭和通り線／中央通り線／赤坂通り線／赤坂小明見線他 (河川・湖・池) 桂川／宮川／神田堀川／間堀川／福地用水／明見湖／温水溜池／月江寺池 (公園・緑地等) 桂川河川公園／新倉山浅間公園／諏訪の森自然公園／富士散策公園／堂尾山公園他 |
| | 富士吉田市歴史文化基本構想（～H30 予定） | 文化財保護の基本的方針、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定める文化財保護に関するマスタープラン | (富士浅間神社、御師住宅などの国指定文化財等の保全・活用に関する方針を設定) | |
| | 富士吉田市歴史的風致維持向上計画 (H31～H34 予定) | 歴史文化基本構想を踏まえ、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための計画 | (富士浅間神社、御師まち周辺を重点区域として位置づけ、各種まちづくり事業を重点的に実施するなど良好な街並み景観形成を推進) | |
| | 山梨県屋外広告物条例 (H24. 10) | 山梨県では屋外広告物条例を制定しており、屋外広告物の大きさ、色等の基準、許可、手続き等について定めている。 | 山梨県屋外広告物条例に準じた景観保全型広告規制地区として、国道138号沿道は「②横町バイパス地区」に指定されている。(H28. 10) 山梨県屋外広告物ガイドラインでは、富士山周辺地域の配慮したいポイントとして色彩の推奨色を明示している。 | |
| | 山梨県世界遺産富士山基本条例 (H27. 7) | 富士山の保全に関する施策について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにし、富士山の保全に関する施策の基本となる事項等を定め、富士山の保全に関する施策を総合的に推進することを目的に定めている。 | 富士山の所在する場所及びその周辺地域の良好な景観の形成及び自然環境の保全について配慮 | |
| | 山梨県富士山景観配慮条例 (H28. 6) | 世界遺産富士山の景観と調和のとれた開発を実現すること目的とし、新設等の事業を実施しようとする者が事業の初期段階から景観に配慮した事業計画を策定する取り組みを実施することを定めている。 (新屋拡幅事業は対象外) | 山梨県富士山景観配慮条例において、国道138号沿道の一部は富士山景観配慮地区に指定されており、地区内で一定の規模以上の事業（主に工作物）を実施しようとする場合、景観配慮の手続きの実施が必要となる。 | |
| その他 | 市のまちづくり計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・富士浅間神社・国道138号沿道ゾーン：地元住民を交えた勉強会等を実施するなど、沿道まちづくりを検討中。(～H34) ・御師の街並み沿道ゾーン：北側について電線共同溝整備に伴い、H28に事業化。 ・その他の重点地区 未検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道138号 景観重要公共施設の指定に向け、整備の方針・占用等許可の基準を検討し、道路管理者である国交省との協議・調整を図る。 ・その他の施設 未検討 | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●沿道まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・「富士の杜巡礼の郷公園」H31 着工 H34 完成予定 ・「(仮)富士吉田南スマートIC」H32 開業予定 ・新屋拡幅に伴う市道整備、交差点、横断歩道橋等 検討中 | | |

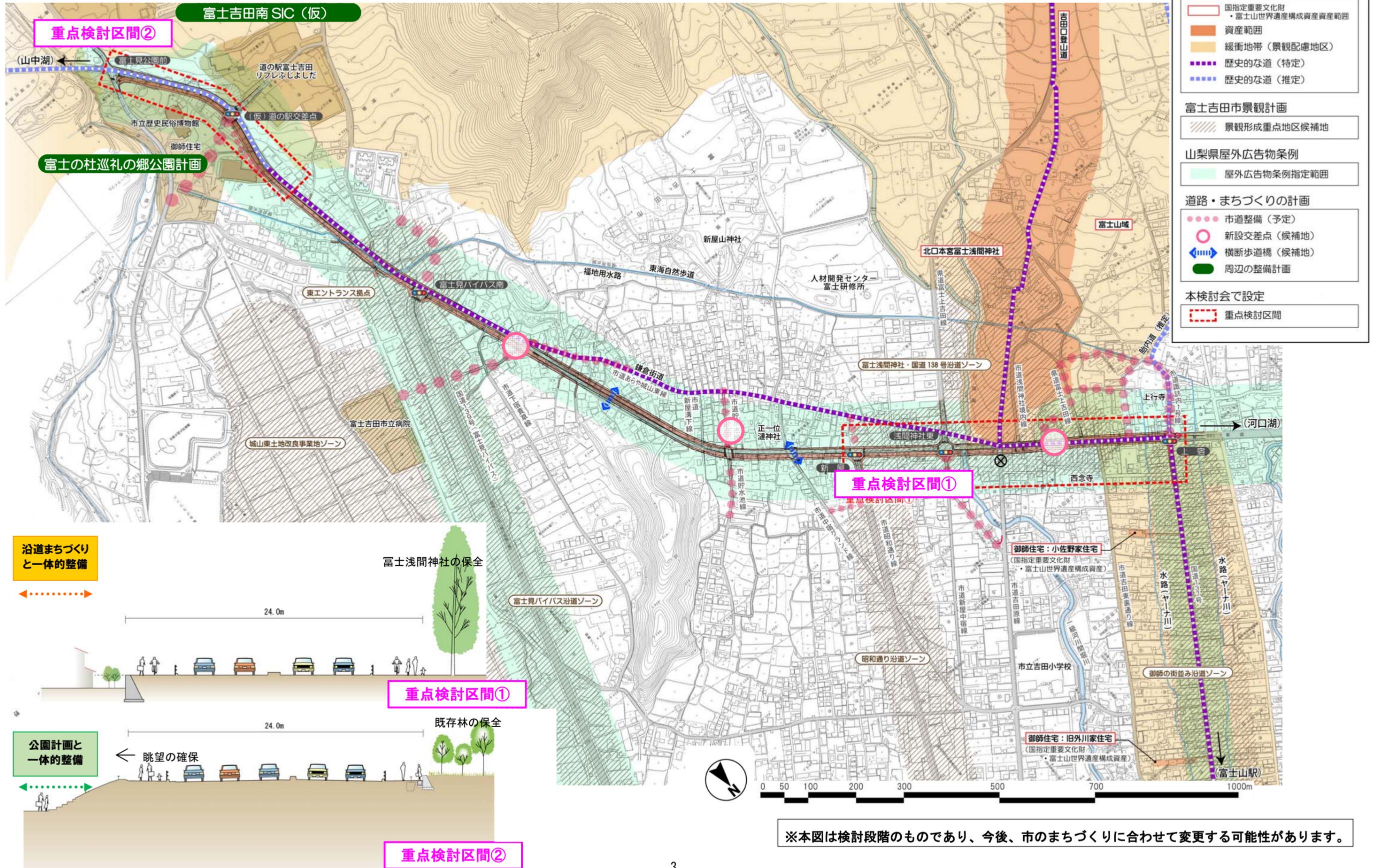
【検討委員会の協議内容】

| 国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会 | I. 沿道まちづくり | II. 沿道空間づくり | III. 道路空間のデザイン |
|---|---|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区候補地 富士浅間神社・国道138号沿道ゾーンの検討状況報告（第5回） ・沿道まちづくり関連 富士の杜巡礼の郷公園、(仮)富士吉田南スマートICの検討状況報告（第5回） | <ul style="list-style-type: none"> ■国道138号拡幅区間の整備について【第4章】 ・重点検討区間①②における新屋拡幅と周辺まちづくりの方向性について検討する。 ・重点検討区間①：富士浅間神社前 →まちづくり計画中であり、具体化した時点で道路空間との一体的整備の方向性について協議（今後の検討） ・重点検討区間②：リフレふじよしだ周辺 →設計段階であり、検討の方向性について協議（第5回） | <ul style="list-style-type: none"> ■景観計画からの展開について【第2章】 ・国道138号の景観重要公共施設への指定に向けた方針(案)について協議・調整する。 ・整備に関する方針 ・占用物の許可基準 →景観計画の展開施策の一つとして協議（第5回） |
| <ul style="list-style-type: none"> ■世界遺産の視点からの検討【第3章】 世界遺産構成資産からの留意点を踏まえ、北口本宮富士浅間神社周辺(主に重点検討区間①)において、「顕著な普遍的価値」を維持するための対応方針(案)について、まちづくり計画や道路整備との整合性、方向性について協議・調整する。 「顕著な普遍的価値」に影響を与えない対策等について、継続的に保全状況報告書をユネスコに提出する必要がある。 →世界遺産の視点からの取り組みや、顕著な普遍的価値の維持に向けた対応方針(案)について協議（第5回） | | | |

1. 前回までのおさらい

【新屋拡幅の景観形成の方向性】

新屋拡幅延長 2.6 kmのうち重点検討区間①②は、良好な道路景観形成に向けた先導的役割を有し、沿道まちづくりと一体となった整備の推進を図る区間として位置づける。



1. 前回までのおさらい（参考）

【景観計画と新屋拡幅】

- 国道 138 号沿道の一部区間は景観形成重点地区の候補地として、「御師の街並み沿道ゾーン」「富士浅間神社・国道 138 号沿道ゾーン」「東エントランス拠点」とされる。景観形成重点地区となると、地域住民の合意のもと「景観形成ガイドライン」を作成し、より具体的に景観誘導を図っていくことになる。
- 上記の一部区間をのぞく国道 138 号沿道は、富士吉田市の一般的な地域として景観計画により誘導を図っていくことになる。
- 国道 138 号は景観重要公共施設の候補であり、整備方針に基づいて整備を行う必要がある。

■国道 138 号沿道の景観形成の方向性

○景観形成重点地区

- ・ 富士吉田市の中でも特に先導的かつ積極的に景観形成を進めるべき重要な地区を「景観形成重点地区」とし、そうした重点地区にしていく必要性の高い所を「候補地」に指定し、少しずつ景観づくりを進めていくとしている。
- ・ 景観形成重点地区では、地区住民の合意形成を前提とし、地区独自の景観形成の目的や方針、景観形成基準を定め、地区の景観資源を活かした、景観形成の取組を行うものとしている。

【景観形成重点地区候補地】

候補地要件及び、眺望景観視点場確保方針に該当する項目が 4 つ以上のものを景観形成重点地区候補地としており、国道 138 号沿道では、「富士浅間神社・国道 138 号沿道ゾーン」、「東エントランス拠点（富士見バイパスと国道 138 号交差部）」が指定。

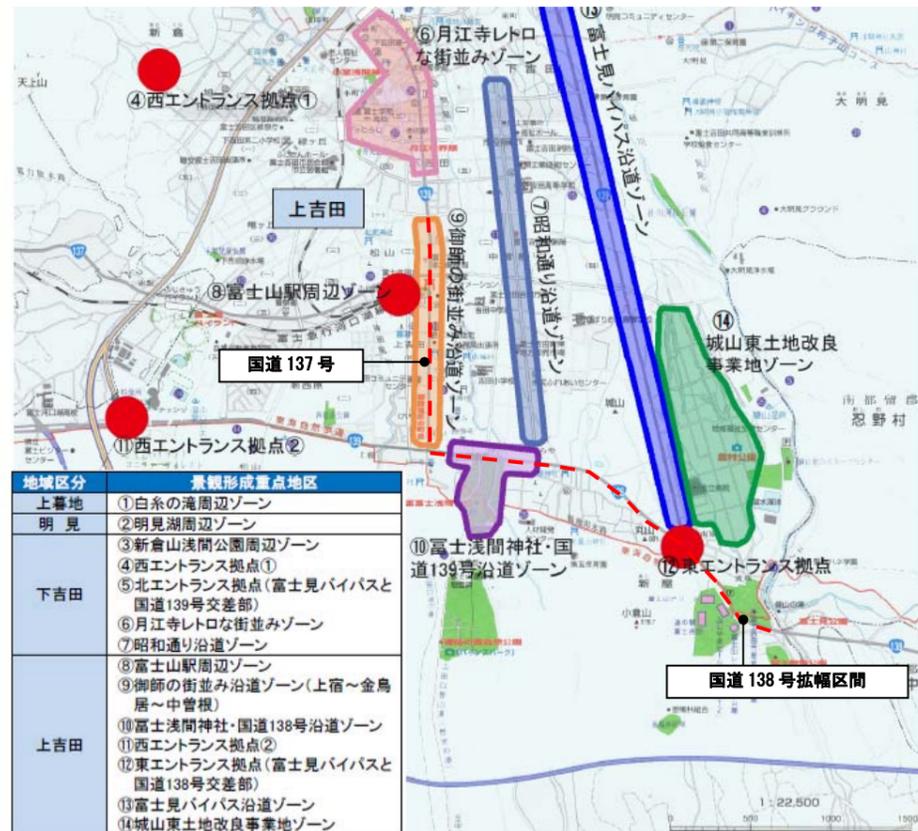


図 1 景観形成重点地区候補地

○景観重要公共施設候補地

- ・ 国道 138 号沿道においては、景観重要公共施設の幹線道路として、景観に配慮した整備を推進するものとしており、下記整備方針に基づいた整備を行う必要がある。

表 1 景観重要公共施設の指定方針

| 区分 | 指定方針 | 候補例 |
|------|--|---|
| 幹線道路 | ・景観形成上、富士吉田市のシンボルとなる道路として位置づけられるもの ・これまでの整備で景観形成上の工夫・配慮をしてきた道路で、沿道の建築物等についても景観形成への配慮を促すことが必要と判断されるもの ・今後整備が予定されている道路で、電線類の地中化など景観形成上大きな影響が予想されるもの、または景観形成の工夫が予定されているもの | 富士見バイパス/国道 138 号/国道 139 号/昭和通り線/中央通り線/赤坂通り線/赤坂小明見線他 |

表 2 景観重要公共施設の整備方針

| 区分 | 整備方針 |
|--------|---|
| 景観重要道路 | ・眺望景観や街並み景観に配慮した工作物・構造物の整備（歩道舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面、照明灯等） ・路線ごとに特色のある道路の緑化 ・屋外広告物の適正な規制・誘導 |

表 3 占用許可の基準について

| 区分 | 根拠法 | 許可基準の考え方 |
|--------|------------------------------------|--|
| 景観重要道路 | ・道路法第 32 条第 1 項または第 3 項の許可の基準によるもの | ・工作物の形態・意匠については周辺の地域景観との調和や眺望景観に配慮すること |

1. 前回までのおさらい（参考）

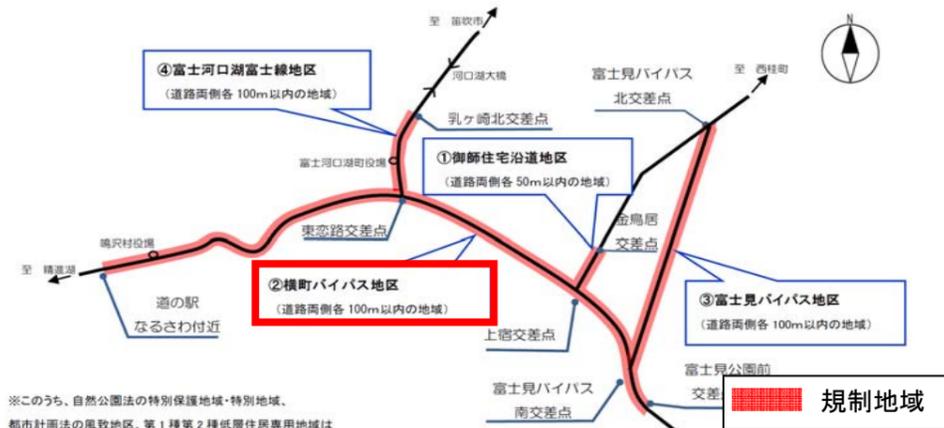
【屋外広告物条例の運用と整合】

- 国道 138 号沿道は山梨県屋外広告物条例において、景観保全型広告規制地区として「②横町バイパス地区」に指定されている。
- 国道 138 号は、幹線道路沿道地域・富士山周辺地域に含まれており、屋外広告物の形状・配置・色についてガイドラインが設けられている。
- 山梨県世界遺産富士山基本条例において良好な景観形成及び自然環境の保全、富士山を構成する個々の文化財の保護、来訪者の安全の確保その他の富士山の保全についての配慮等を行う必要がある。
- 国道 138 号沿道の一部は、山梨県富士山景観配慮条例において景観配慮地区に指定されており、一定の規模以上の事業を実施しようとする場合には景観配慮の手続きの実施が必要となる。

■山梨県屋外広告物条例

山梨県では屋外広告物条例を制定しており、国道 138 号拡幅整備の際には、屋外広告物条例と景観計画を合わせ、ガイドライン等に準じることが必要となる。

山梨県屋外広告物条例により、国道 138 号沿道は景観保全型広告規制地区として「②横町バイパス地区」に指定されている。



※このうち、自然公園法の特別保護地域・特別地域、都市計画法の風致地区、第1種第2種低層住居専用地域は対象外
 景観保全型広告規制地区とは良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を指定し、屋外広告物に関する基準を強化することができるものである。

図 2 規制地域

■山梨県屋外広告物ガイドライン

山梨県では条例に加え、「山梨県屋外広告物ガイドライン」を設け、より良い景観形成を目指すものとしている。

国道 138 号は、幹線道路沿道地域・富士山周辺地域に含まれており、屋外広告物の形状・配置・色についてガイドラインが設けられている。

【推奨色】彩度6以下（色がR、YR、Yの場合、彩度8以下）、明度2以上8以下

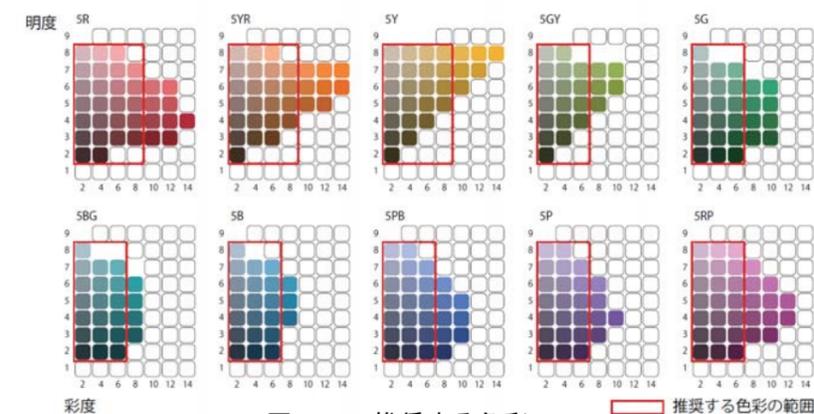


図 3 推奨する色彩

(出典：山梨県屋外広告物ガイドライン)

■山梨県世界遺産富士山基本条例（平成 27 年 7 月）

山梨県では山梨県世界遺産富士山基本条例を策定しており、富士山の保全に関する施策を総合的に推進し、信仰の対象及び芸術の源泉と顕著な普遍的価値を有する富士山を後世に引き継ぐことに資することを目的としている。

事業者の役割は、基本理念に則り、下記の通り示されている。

- ・富士山が所在する場所等の良好な景観形成及び自然環境の保全
- ・富士山を構成する個々の文化財の保護
- ・来訪者の安全の確保その他の富士山の保全について配慮
- ・県が実施する富士山の保全に関する施策に協力するよう努める。

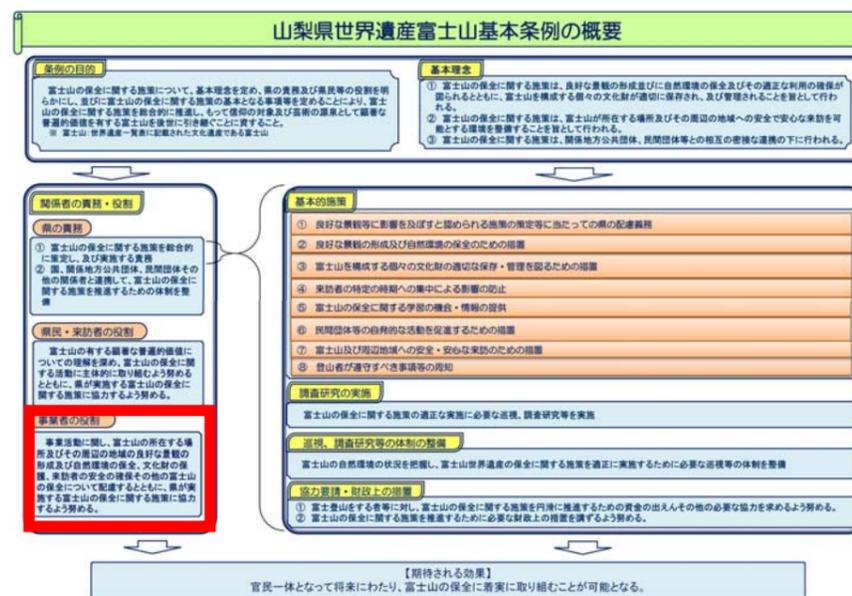


図 4 山梨県世界遺産富士山基本条例の概要

■山梨県富士山景観配慮条例（平成 28 年 6 月）

山梨県富士山景観配慮条例において、国道 138 号沿道の一部は富士山景観配慮地区に指定されており、地区内で一定の規模以上の事業を実施しようとする場合、景観配慮の手続きの実施が必要となる。

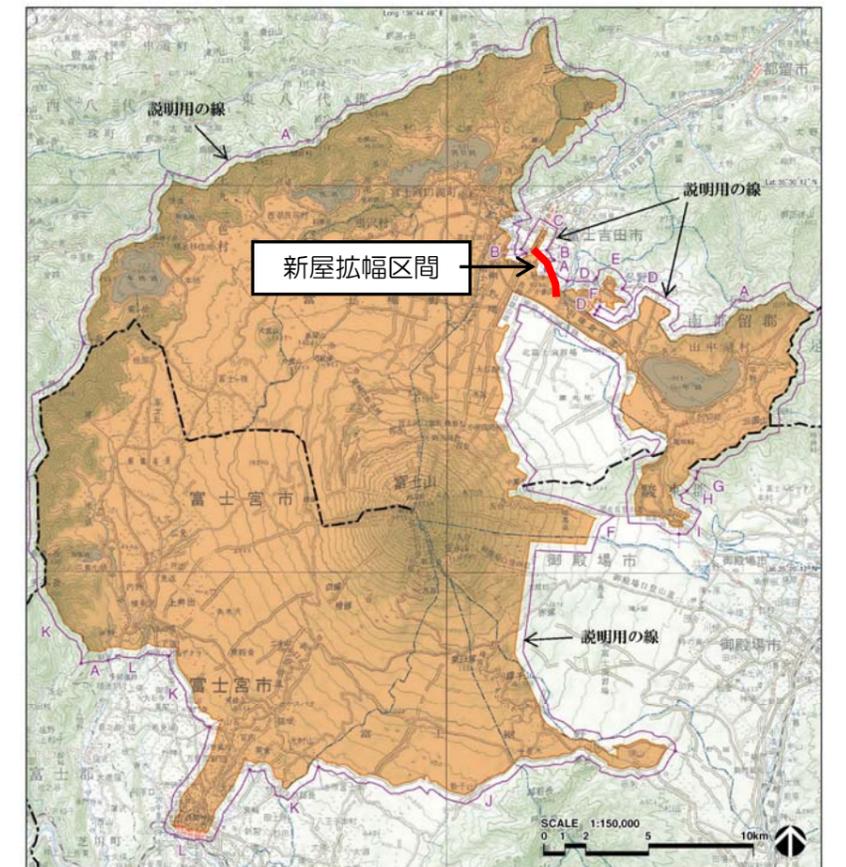


図 5 富士山景観配慮地区

表 4 対象事業の種類・規模(概要)

| 市町村 | 富士山景観配慮地区内の区域 | | 工作物の規模 | | |
|------------------|---------------|--|---|--|-------------------------------|
| | 大字等 | 法令に基づく指定地域等 | 建築物の規模 | 遊戯施設の規模 | 太陽光発電施設の規模 |
| 富士吉田市 | イ 新屋拡幅区間 | — | 高さ25m超 高さ13m超 延べ面積1,000㎡超 | 高さ25m超 高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超 | — |
| | ハ 上吉田 | (1) 富士山世界遺産保全地域の区域(国立公園の区域を除く。) (2) (1)の区域以外の区域 | (1) 一般国道139号(上宿交差点から金鳥居交差点までの区間に限る。)の東側の敷地境界線から当該道路の東側に存する間の川の左岸までの区域及び当該道路の西側の敷地境界線から当該道路の西側に存する間の川の右岸までの区域 (2) (1)の区域以外の区域 | 高さ13m超 建築面積10,000㎡超 | 高さ13m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超 |
| 二 伊から八までの区域以外の区域 | — | — | 高さ18m超 建築面積10,000㎡超 | 高さ18m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超 | 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超 |
| | — | — | 高さ20m超 建築面積10,000㎡超 | 高さ20m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超 | 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超 |

(出典：山梨県富士山景観配慮条例)

2. 富士吉田市景観計画からの展開について<案>

2.1 景観重要公共施設の指定に向けて

景観計画において国道 138 号は景観重要公共施設*の候補例となっている。これまでの検討委員会で設定した景観形成方針を踏まえ、具体的で実効性のある方策を検討する。

富士北麓を代表する落ち着いた風格のある道路空間の形成

1. デザインの統一感による沿道の一体的な空間の形成

道路附属物のデザインの統一をはかり、沿道まちづくりとともに、沿道の一体的な空間形成を図る。

- 道路附属物や占用物の基本形状の統一
- 道路附属物や占用物の色彩の統一
- 道路附属物や占用物の高質化によるシンボル空間の形成

2. 歴史・文化と豊かな自然環境の調和

富士山麓の豊かな自然を道路空間に取り込み、沿道空間と一体となった空間形成を図る。

- 富士山への眺望を意識した沿道景観の形成
- 歴史・文化施設を表出させ、道路空間との調和
- 沿道植栽・連続した塀などの景観秩序の継承

3. 回遊性・快適性に配慮した歩行環境の実現

富士山駅からの連続性、駐車場からのアクセス性を考慮して、歩行者の誰もが安心してスムーズに移動できる環境を整備する。

- ユニバーサルデザインに配慮
- 交差点部や道路境界部の段差の軽減、擁壁部への修景
- 休憩施設、サイン等の適切な配置

4. 将来のメンテナンス・利用のしやすさへの配慮

施設整備後のメンテナンスは長期にわたるため、道路附属物等は、補修しやすく、全面交換にも対応できるものとする。

- 耐久性が高い素材、塗装等の採用
- 冬期の積雪への配慮
- 火祭り等のイベント時の利用への配慮

*第2回検討委員会資料一部修正

*景観重要公共施設

良好な景観の形成に重要な公共施設について、整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定め、良好な景観の形成を図る景観計画の施策の1つである。

景観重要公共施設

Ⅲ. 道路空間のデザイン

■整備方針

- 1) 歩道舗装
- 2) 道路擁壁(段差処理)
- 3) 防護柵・中央分離帯、照明柱、信号柱、標識等
- 4) 歩道橋

Ⅱ. 沿道空間づくり

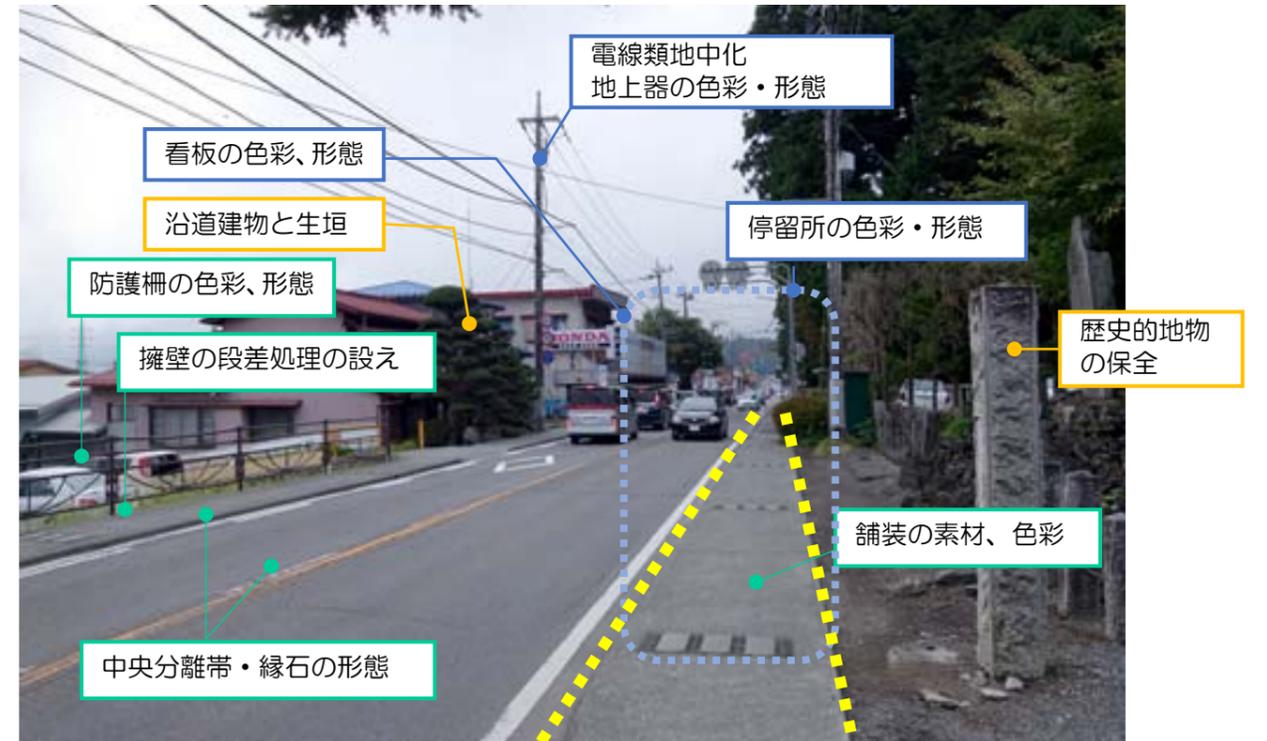
■占用基準

- 1) バス停留所
- 2) 地上機器
- 3) 看板、サイン
- 4) その他施設

Ⅰ. 沿道まちづくり

- 沿道まちづくりとの調和
- 歴史・文化資源の保全・活用
- 自然環境の保全

富士浅間神社前



リフレいじよしだ周辺



2. 富士吉田市景観計画からの展開について<イメージ>

(1) 整備に関する方針

1) 歩道舗装

歩道舗装は沿道のまちづくりとの整合性に配慮した舗装材、色調を選定することを基本とする。また歩道上に設置される排水施設（蓋）等のおさまりに留意し違和感のない仕上げとする。

① 沿道まちづくりとの調和

沿道まちづくりと調和した舗装とし、沿道空間との一体感を形成する。

- ・上宿～新屋交差点（重点検討区間①）は、世界遺産構成資産をつなぐ歩道にふさわしい高質な舗装の採用を検討し、歴史・文化的景観を感じる歩行空間の形成を図る。
- ・道の駅交差点周辺（重点検討区間②）は、隣接する公園計画との連続性に配慮した舗装を採用するなど、周辺施設との一体感のある歩行空間の形成を図る。

② 歩道上の各種施設のおさまり

縁石や敷地境界部の擁壁天端、歩道上に設置される側溝蓋等の上面と調和した舗装とする。

【整備（イメージ）例】

① 舗装材・舗装パターン

沿道特性と調和した歩行空間を目指し、重点検討区間はまちづくり計画と整合した舗装デザインの採用を検討する。

② 歩道上の構造物と舗装

水路やマンホール蓋等の構造物のおさまりに配慮した舗装パターンを採用する。



排水路上面のコンクリート舗装とアスファルト舗装
(山中湖忍野富士吉田線)



歩道と同様の舗装を施し、歩道との連続性をもたせた整備例

2) 道路擁壁

道路擁壁は沿道敷地の土地利用に応じてまちづくり計画と調整を図るとともに、人の目に触れやすい区間は、統一感のある修景整備を図るものとする。

① 沿道まちづくりとの調和

沿道土地利用と整合を図りながら盛土等による擁壁規模の縮小や、アクセス（段差処理）向上を図る。

沿道の街並み形成による既存林の活用や生垣の植栽等により、擁壁面の遮蔽を図る。

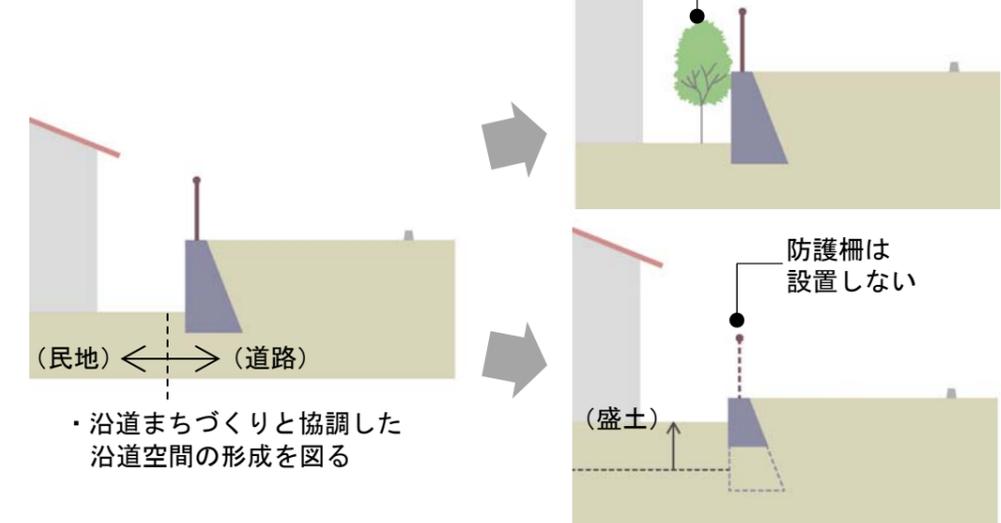
② 交差点や公園、駐車場など擁壁面が人の目に触れやすい区間では、景観性に配慮した修景

擁壁面は沿道まちづくりと調和した意匠を施すなど、人工的な印象を抑えた設えを検討する。

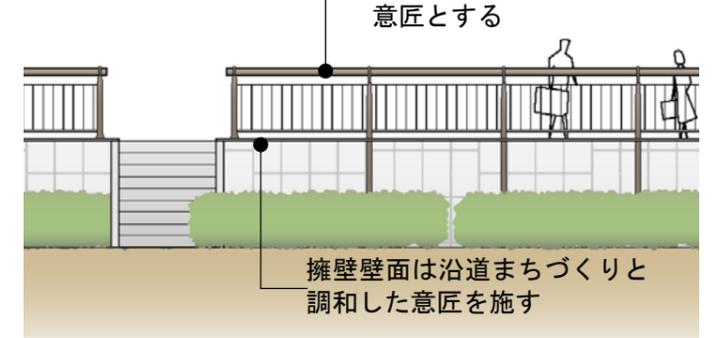
擁壁上面に設置される転落防止柵との一体的な整備に配慮した修景手法を検討する。

【整備（イメージ）例】

① 沿道まちづくりとの整合（植栽、盛土等）



② 道路擁壁の修景



<整備イメージ（例）>



山中湖忍野富士吉田線
道路境界部に擁壁が出現し、人工的な印象を与える要因となっている



擁壁への化粧



タテ目地



植栽による圧迫感の軽減

2. 富士吉田市景観計画からの展開について<イメージ>

3) 防護柵・中央分離帯、照明柱、信号柱、標識等

防護柵・中央分離帯・照明柱・信号柱・標識等は、沿道環境と調和したシンプルな形態とし、統一した色彩を選定するなど、管理者間の調整を図りながら連続性、統一したデザインとする。

① 連続性、統一感のあるデザイン

奇抜な形態、具象化したデザインを避け、機能性を重視したシンプルで透過性のあるデザインとする。

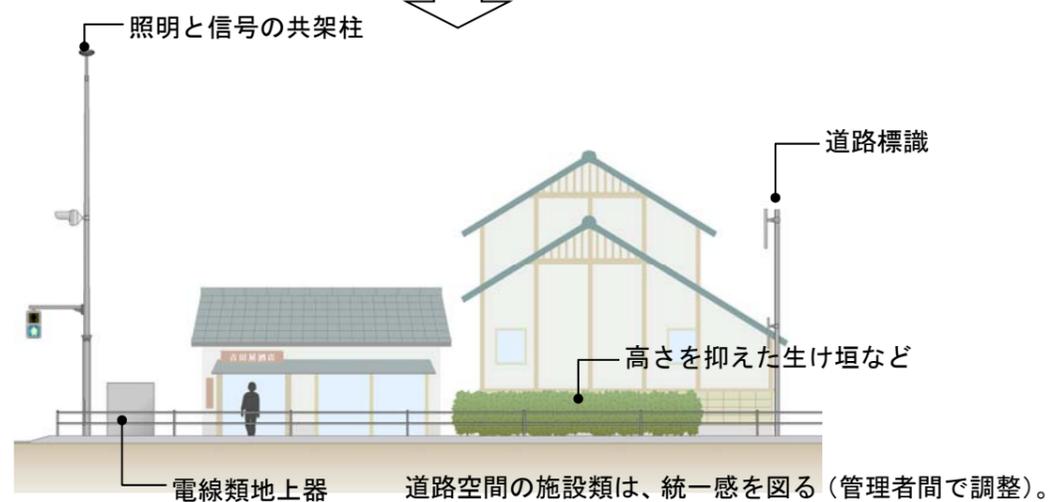
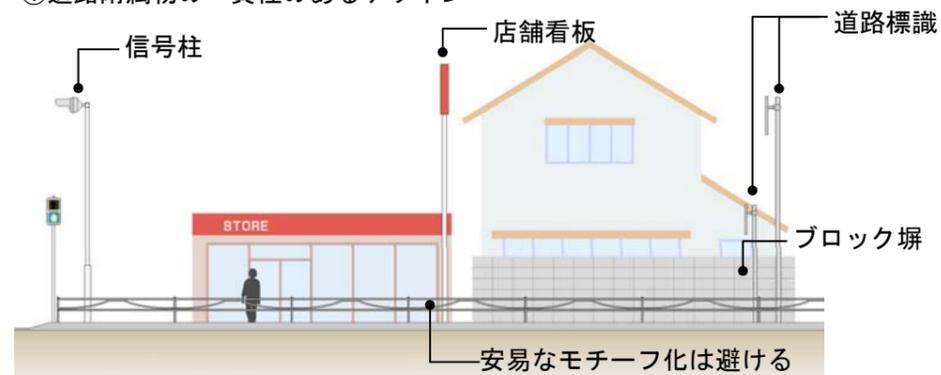
色調を統一することで、国道 138 号で一貫性のある景観を形成する。

② 統合・共架等により設置数を少なくする

照明柱や標識等の共架を推進し、構造物を減らし、煩雑さを軽減する。

【整備（イメージ）例】

① 道路附属物の一貫性のあるデザイン



② 色彩・形態への配慮



透過性の高い防護柵



照明柱・防護柵の色彩の調和を図った例

4) 歩道橋

歩道橋は安全な歩行動線を確保するとともに、道路附属物の色彩・素材との調和を図り、地域住民が利用する親和性の高いデザインとする。

① 機能性を重視したシンプルな形態・意匠とする。

桁、橋脚及び高欄はシンプルな形態を基本として存在感をできるだけ抑えたデザインとする。

② 利用者の利便性に配慮した親和性のある形態、デザインとする。

児童等の利用を想定して、地域との協働による整備について検討する。

【整備（イメージ）例】

① 存在感を抑えたシンプルなデザイン

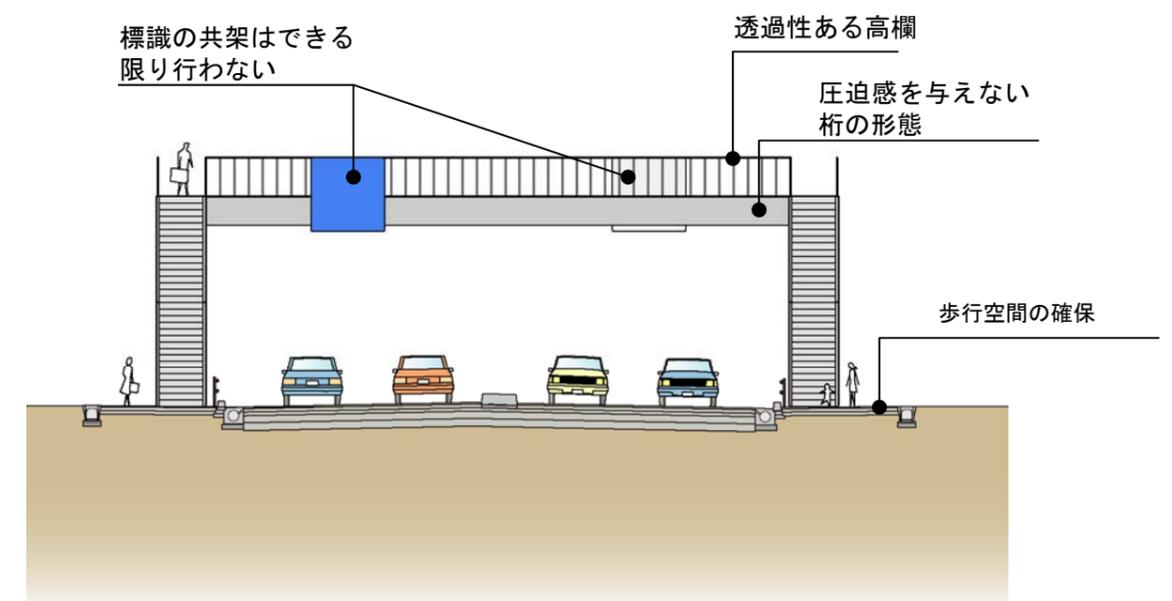


シンプルな外観



利用者に配慮したディテールの採用

② 共架する標識を少なくする



2. 富士吉田市景観計画からの展開について<イメージ>

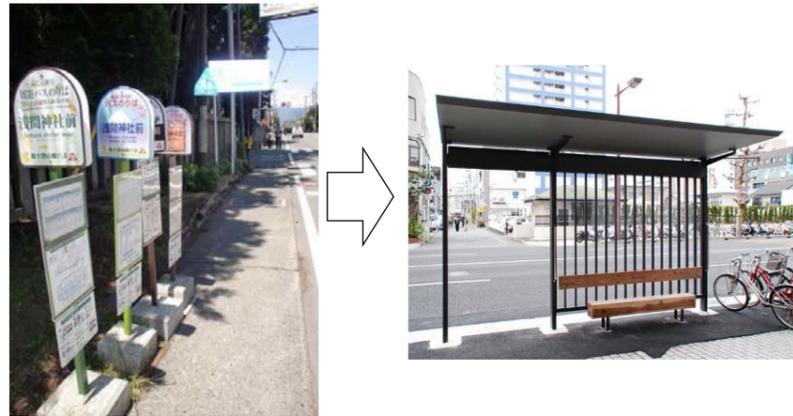
(2) 占用等の許可基準

1) バス停留所

新屋拡幅整備に伴い、周辺環境に合わせた素材・色彩とする。

- ① バス停、ベンチ、シェルター等は周辺景観に調和した素材・デザインとする。
- ② バス停の表示は集約し、景観性の向上を図る。

【整備・占用（イメージ）例】



2) 地上機器

新屋拡幅整備に伴い、周辺環境に合わせた素材・色彩とする。

- ① 不法投棄や、いたずら防止に配慮する。
- ② 施設の有効活用を推進する。
- ③ 地上機器の修景（周辺低木緑化など）。

【整備・占用（イメージ）例】



植栽帯がある場合には、植栽帯内に設けることで煩雑さを軽減



バス停上屋やベンチ等を合わせて地上機器を設置している例

3) 看板・サイン

新屋拡幅整備に伴い、周辺環境に合わせた素材・色彩とする。

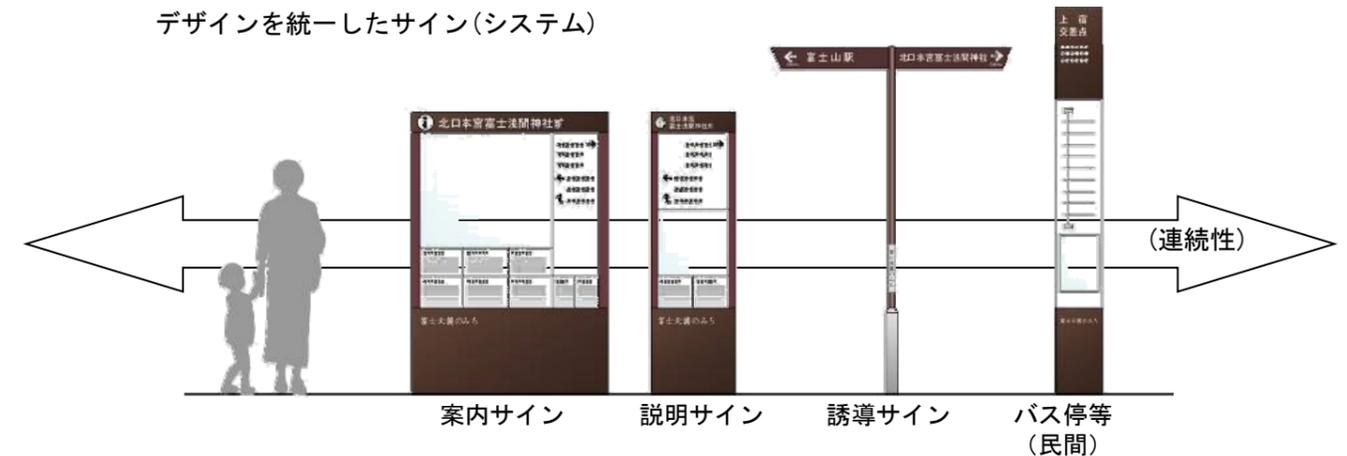
- ① 富士浅間神社周辺で共通のデザインを用いる。
- ② 小広場等の空間と合わせて、案内板、説明板を設置する。
- ③ 説明板には、歴史背景を記載し、世界遺産とのつながりを明確にする。
- ④ 情報の重複、乱立を防止するための事業間相互調整を行い、共同設置や共架・添架を推進する。
- ⑤ 必要最小限の表示情報とし、過剰な規模にならないよう配慮する。

【整備・占用（イメージ）例】



サインを集約することで煩雑さを軽減し、意匠の統一を図る。

デザインを統一したサイン（システム）

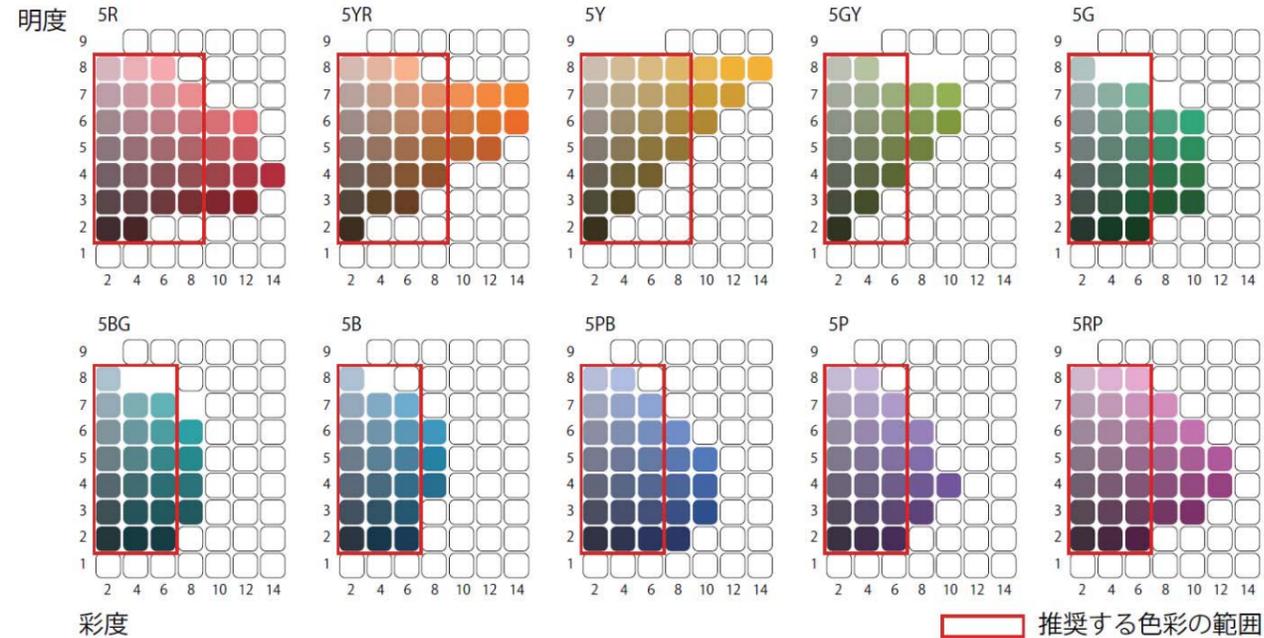


2. 富士吉田市景観計画からの展開について<案>

(3) 国道 138 号における色彩の指定の方針

景観計画では、山梨県屋外広告物ガイドラインの色彩に準じることとしており、国道 138 号においては、富士北麓地域における景観保全広告規制地区に指定を踏まえ、舗装、道路附属物、屋外広告物等の占用物は、その基準に則した色彩を基本とする。

【推奨色(例)】彩度 6 以下（色相が R、YR、Y の場合、彩度 8 以下）、明度 2 以上 8 以下

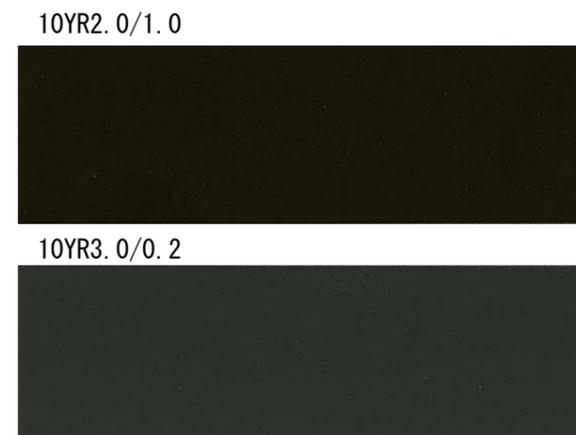


(出典：山梨県屋外広告物ガイドライン)

<色彩の設定(例)>

■鋼製防護柵において基本とする色彩の標準マンセル値

| 基本的名称 | 標準マンセル値 |
|----------------|----------------|
| ダークブラウン (こげ茶色) | 10YR2.0/1.0 程度 |
| グレーベージュ (薄灰茶色) | 10YR6.0/1.0 程度 |
| ダークグレー (濃灰色) | 10YR3.0/0.2 程度 |
| オフグレー (薄灰色) | 5YR7.0/0.5 程度 |



(出典：景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン / (財) 国土技術研究センター)

2.2 景観重要公共施設の指定に向けた取組みについて

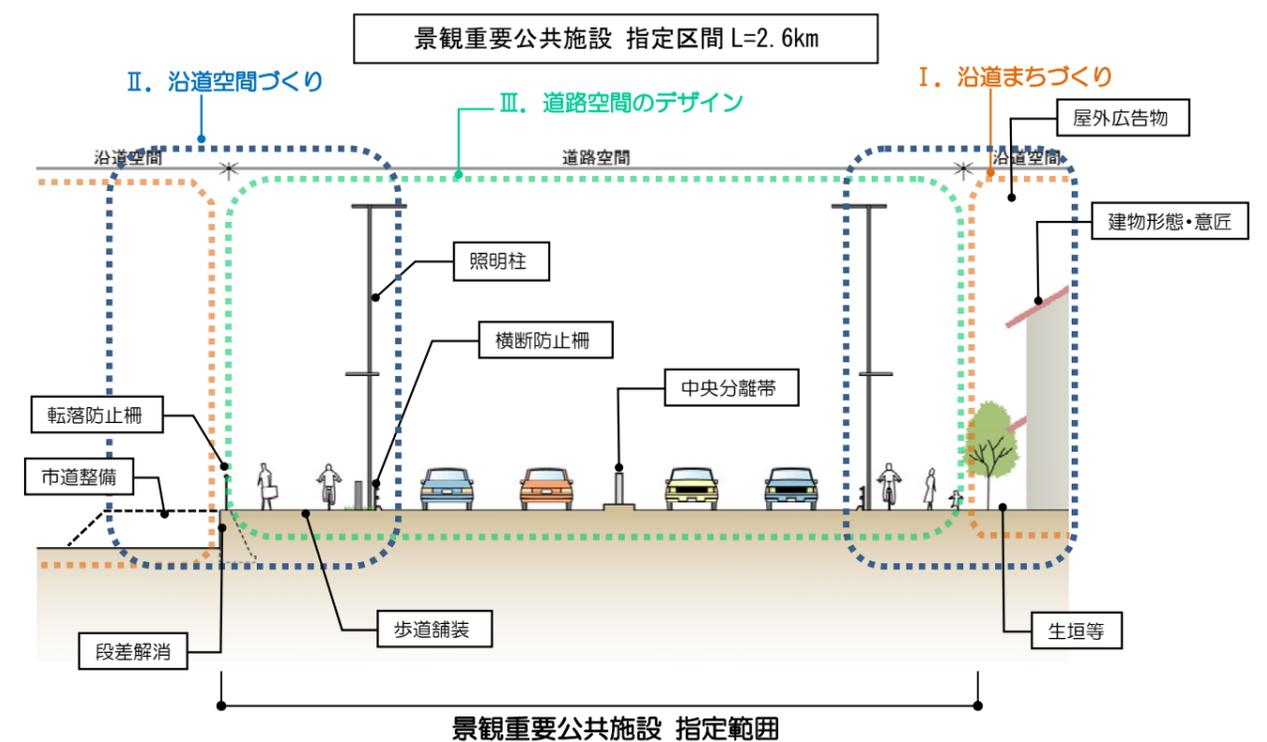
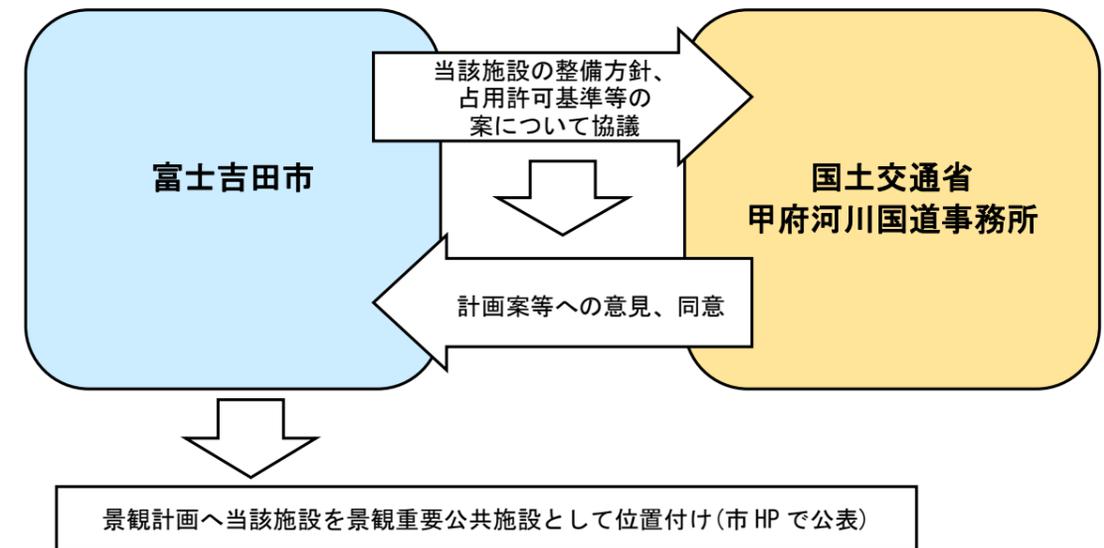
(1) 景観法による位置づけ

富士吉田市景観計画では、景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロで定める事項について、国道 138 号を景観重要道路の候補例に指定している。

景観重要公共施設の指定にあたっては、景観法第 9 条第 4 項に基づき、道路管理者(国)に協議し、同意を得る必要がある。

(2) 協議の進め方について

●景観法第 9 条第 4 項に基づく協議

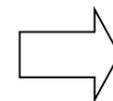
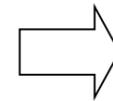


2. 富士吉田市景観計画からの展開について〈案〉

2.3 整備の方針・許可基準の指定

【整備に関する方針案・道路占用に関する許可基準案】

| 区間 | 道路景観形成方針 | | | |
|----------|---|--|---|--|
| | 1. デザインの統一感による沿道の一体的な空間の形成 | 2. 歴史・文化と豊かな自然環境の調和 | 3. 回遊性・快適性に配慮した歩行環境の実現 | 4. 将来のメンテナンスのしやすさへの配慮 |
| 整備に関する方針 | <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺環境・景観と調和を図り、一貫性のある道路景観形成を図る。 | <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観形成重点地区においては、道路構造物の高質化によるシンボル空間の形成を推進する。 沿道の緑景観を最大限に活用し、歴史建造物や富士山への眺望、ピスタの確保に配慮した計画とする。 歴史に配慮し、エイジング（経年変化）に考慮した素材選定を行う。（重点検討区間①） 沿道の歴史的景観を尊重し、極力、構造物の設置を避けることを基本とする。（重点検討区間①） <p>【舗装】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観に調和する落ち着いた色のある路面デザインとする。（重点検討区間①） 自然景観に調和する路面デザインとする。（重点検討区間②） <p>【標識】</p> <ul style="list-style-type: none"> 方面誘導標識等の大型パネルの標識等は、背面の色彩をダークブラウンとする。 | <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインを用いる等、利用者の安全性に配慮した形状・材料とすること。 | <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐久性の高い素材、塗装の採用。 補修・交換のしやすい設備の選定。 火祭りを想定した道路附属物の配置、構造とする。（重点検討区間①） |
| 占用物の許可基準 | <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奇抜な形態や素材などによるデザインを避け、周辺景観への調和に配慮する。 色彩はダークブラウンを基調とし、国道 138 号で一貫性のある街路景観形成を図る。 <p>【案内板、看板、サイン等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県屋外広告物条例に従った色彩、形状、表記とする。 情報の重複、乱立を防止するための事業間相互調整を行い、共同設置や共架・添架を推進する。 | <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の配置においては、沿道建物との調和や、眺望視界の確保に配慮する。 富士山への眺望を意識した配置とすること。 歴史的な建造物の素材、色彩等との調和を図る。（重点検討区間①） <p>【案内板、看板、サイン等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内板等は必要最小限の表示情報とし、過剰な規模にならないよう配慮する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交差点や公園前などの休息空間利用（ベンチ等の設置）を推進する。 | <p>【案内板、看板、サイン等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内板等は必要最小限の表示情報とし、過剰な規模にならないよう配慮する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交差点や公園前などの休息空間利用（ベンチ等の設置）を推進する。 | <p>【地上機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無電柱化する場合は、地上機器天端に勾配を付けるなど、不法投棄防止に配慮する。 地上機器の修景（周辺低木緑化など）や施設の有効活用を推進する。 |



| 富士吉田市景観計画による方針(案) | 国道 138 号(新屋拡幅)における景観重要公共施設の方針(案) |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 眺望景観や街並み景観に配慮した工作物・構造物の整備。（歩道舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面、照明灯等） 路線ごとに特色のある道路の緑化。 屋外広告物の適正な規制・誘導。 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 眺望景観や街並み景観(世界遺産構成資産周辺の歴史性、自然環境、公園・SIC 整備による、拠点としての位置づけ)に配慮し、国道 138 号で一貫性のある道路景観形成を図る。 耐久性の高い素材、塗装の採用。 ユニバーサルデザインを用いる等、利用者の安全性に配慮した形状・材料とする。 火祭りを想定した道路附属物の配置、構造とする。 <p>【歩道舗装】</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道のまちづくりとの整合性に配慮した舗装材、色調を選定することを基本とする。また歩道上に設置される排水施設（蓋）等のおさまりに留意し違和感のない仕上げとする。 <p>【道路擁壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道敷地の土地利用に応じてまちづくり計画と調整を図るとともに、人の目に触れやすい空間は、統一感のある修景整備を図るものとする。 <p>【防護柵・中央分離帯、照明柱、信号柱、標識等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道環境と調和したシンプルな形態とし、統一した色彩を選定する。 管理者間の調整を図りながら連続性、統一したデザインとする。 <p>【歩道橋】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道橋は安全な歩行動線を確保するとともに、道路附属物の色彩・素材との調和を図り、地域住民が利用する親和性の高いデザインとする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 工作物の形態・意匠については周辺の地域景観との調和や眺望景観に配慮すること。 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物の形態・意匠については周辺の地域景観(世界遺産構成資産周辺の歴史性、自然環境、公園・SIC 整備による、拠点としての位置づけ)との調和や眺望景観に配慮する。 奇抜な形態や素材などによるデザインを避け、周辺景観への調和に配慮する。 山梨県屋外広告物条例に従った色彩、形状、表記とする。 <p>【バス停留所】</p> <ul style="list-style-type: none"> バス停・ベンチ等は統合を図り、周辺環境と調和した設えとする。 <p>【地上機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上機器天端に勾配を付けるなど、不法投棄防止に配慮する。 地上機器の修景（周辺低木緑化など）や施設の有効活用を推進する。 <p>【看板、サイン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内板、看板、サイン等は情報の重複、乱立を防止するための事業間相互調整を行い、共同設置や共架・添架を推進する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交差点や公園前などの休息空間利用（ベンチ等の設置）を推進する。 |

3. 世界遺産の視点からの検討

3.1 顕著な普遍的価値の維持

- 2012年(平成24年)1月、日本国政府は、ユネスコに世界遺産一覧表への記載推薦書を提出し、国道138号拡幅事業については、「良好な神社境内に対する負の影響を確実に排除することを前提としつつ、沿道環境の保全、交通の諸問題の解消、地域の発展にも配慮した道路整備の方針・方法について検討している」と記載した。
- 2013年(平成25年)6月、ユネスコ世界遺産委員会は、富士山は顕著な普遍的価値(下記表参照)を有しているとし、世界遺産一覧表への記載とともに、保全状況報告書の提出を決議した。
- 2016年(平成28年)1月、日本国政府は、保全状況報告書をユネスコに提出し、本件拡幅事業については、「御師住宅と北口本宮富士浅間神社等との関係性・つながりへの配慮、景観の保全と自然・歴史資源の活用等の観点も含め検討を継続している」と記載した。
- 2018年(平成30年)12月までにユネスコに提出する保全状況報告書には、引き続き、顕著な普遍的価値に影響を与えないための対策を中心に、検討状況を記載する必要がある。

| 顕著な普遍的価値の言明(第37回世界遺産委員会の決議文より抜粋) | 顕著な普遍的価値を損なわないための留意点 |
|---|---|
| <p>評価基準(iii) 一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする<u>生きた(living)文化的伝統の類い希なる証拠</u>である。</p> <p>評価基準(vi) (省略)</p> <p>完全性 資産群は、富士山の荘厳さとその精神的・芸術的な関連性を表す上で必要とされる構成資産・構成要素のすべてを含んでいる。しかしながら、<u>山麓部における開発のために、巡礼者の道と巡礼者を支援する神社・御師住宅を容易には認知できない。連続性のある資産(シリアルプロパティ)は現段階では一体のものとして明確に提示されておらず、個々の構成資産が本質的にどのように資産全体に貢献しているのかを明確に理解させるようにもなっていない。構成資産間の相互の関係性が強化されるべきであり、全体の集合としての価値や巡礼に関連する種々の部分の機能が、より理解されやすくなるような情報提供を行うことが必要である。</u></p> <p>真実性 一群の資産が全体としてその神聖さ及び美しさの価値を伝達できるかどうかという点について、現段階では、個々の構成資産が相互にそして富士山の全体との関係で個々の意味を提示するという点で、限定的である。構成資産は、全体へとより良く統合されるべきであり、<u>神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示されるべきである。</u></p> <p>管理及び保護の要請事項 資産は、一方でアクセスと行楽、他方で神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請にさらされている。資産についてのヴィジョンが2014年(平成26年)末までに採択される予定であり、ヴィジョンでは、この必要とされる融合を促進するとともに、<u>構成資産・構成要素間の関係性を描き出し、構成資産・構成要素が富士山とのつながりを強調するひとつの文化的景観として、どのように全体として管理され得るのかを示すための手法が定められることになる。</u>このヴィジョンにおいては、ひとつの文化的景観としての資産の管理の在り方を包括するとともに、2016年(平成28年)末頃までに行われる管理計画の改定を予告することとなっている。</p> | <p>■構成資産間のつながり</p> <p>○ 御師住宅から北口本宮富士浅間神社に至る参詣路(富士山道・鎌倉街道)を、歴史資料等を踏まえて、来訪者が構成資産のつながりを感じながら歩けるようにするために、相互の物理的な連続性を考慮した手法について工夫する必要がある。</p> <p>■参道前広場等</p> <p>○ 北口本宮富士浅間神社前の道路は、登拝の前に富士講の人々が同社に参詣する際に待機した場所という歴史性を踏まえる必要がある。</p> <p>■旧鎌倉街道三角地帯</p> <p>○ 北口本宮富士浅間神社周辺を中心に、富士山道・鎌倉街道(国道138号)の歴史的景観(時代背景は富士講隆盛期)の維持・再生・改善に配慮する必要がある。</p> <p>■上宿交差点</p> <p>○ 胎内道に向かう道路を確保する必要がある。</p> <p>■ヤーナ川</p> <p>○ 拡幅予定道路を横断して富士山道・鎌倉街道(国道137号)と平行に御師住宅の敷地内を流れる、精進潔斎に使用された水路(ヤーナ川)を維持する必要がある。</p> <p>■西念寺周辺</p> <p>○ 拡幅予定道路両側の区画(町割)を維持することにより、16世紀以降の上吉田の御師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。(当該地は、明治時代まで西念寺境内、茶屋・山小屋の経営者の住宅及び畑として利用されていた。)</p> <p>■まちなみ整備</p> <p>○ 富士山道・鎌倉街道(国道137号)の両側の区画(町割)を維持することにより、16世紀以降の上吉田の御師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。</p> |

3. 世界遺産の視点からの検討

3.2 対応方針(案)

| 対応方針 (案) | |
|-----------------|---|
| ① 構成資産間のつながり | <ul style="list-style-type: none"> ○ 富士山駅から御師住宅を通り北口本宮富士浅間神社へ至る経路を「歴史的な道」と「実際に来訪者が歩く道」に分けて検討する。 ○ R137 と R138 の歩行環境の統一を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士みち (R137) の既設舗装、沿道まちづくりと調和した歩行空間を検討する。 ・ 富士山駅から富士浅間神社まで統一した説明・誘導サイン、ベンチ等を設置する。 |
| ② 参道前広場等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 北口本宮富士浅間神社参道前の道路北側に来訪者へ歴史性を感じられるたまり空間 (小広場) を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道まちづくり、歩行ネットワーク計画との整合を図り、浅間神社鳥居、参道の荘厳な歴史性を感じられる視点場 (スポット) とする。 ・ 休憩施設や説明版を整備し、おもてなしに配慮した設えとする。 |
| ③ 旧鎌倉街道三角地帯 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 2015年 (平成27年) 2月に策定された北口本宮富士浅間神社整備活用構想においては、「旧鎌倉街道であった箇所であり、旧道にふさわしい整備を行い、サインを設置する。」ことになっている。 ○ 三角地帯 (特別名勝富士山) は保全することを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉街道についての説明版を設置する。 |
| ④ 上宿交差点 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺の歴史的資源と巡礼路の関係性を今に伝える歩行環境の形成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 胎内道との連続性に配慮した歩行ネットワークを維持、形成するための説明・誘導サイン等を設置する。 |
| ⑤ ヤーナ川 | <ul style="list-style-type: none"> ○ R138 とヤーナ川との交差部には、水辺を感じられる空間を一体的に保全・整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道まちづくりと一体となった水辺空間 (水路の流れを感じる広場等) の形成を図る。 |
| ⑥ 西念寺周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の地域の生活環境に配慮しつつ、大門を活用した歩行空間の形成を図るなど、歴史的景観の維持・再生に配慮した土地利用、動線計画を検討する。 |
| ⑦ まちなみ整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、富士吉田市景観計画に基づく景観形成重点地区として、地域との連携を図りながら景観形成指針・ルールづくりを検討するなど、良好な景観形成を進める。 |



3.3 景観影響評価

新屋拡幅により改変が予想される道路景観及び沿道景観については、CG やフォトモンタージュ等による景観予測手法による影響の程度を確認・評価し、具体的対策に反映させる。

なお、景観予測手法は、富士吉田市景観計画 (景観形成重点地区及び景観重要公共施設) 等の考え方に、上記「2.2 対応方針」を加味して行う。

4. 国道 138 号拡幅区間の整備について

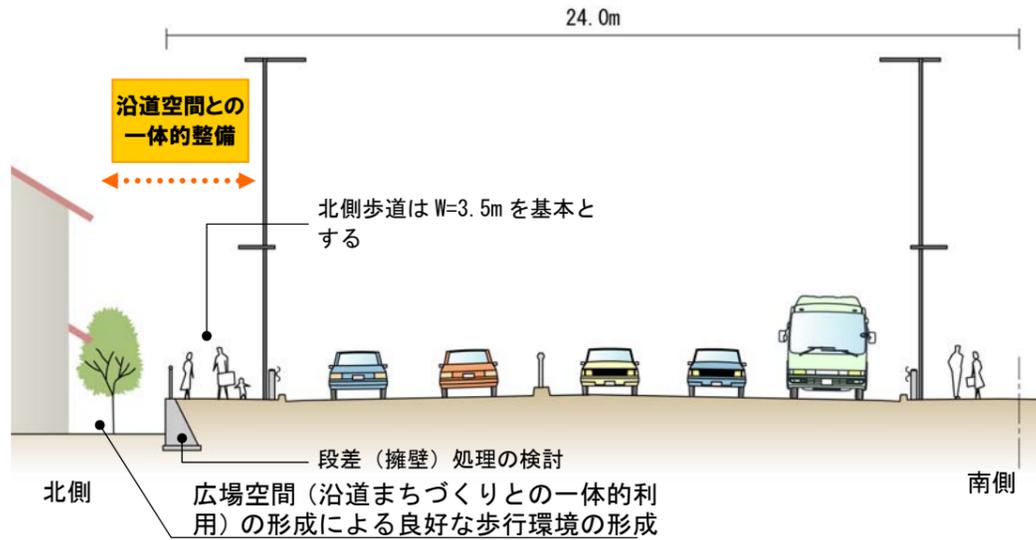
(1) 重点検討区間

1) 浅間神社前エリア

■整備方針（再掲）

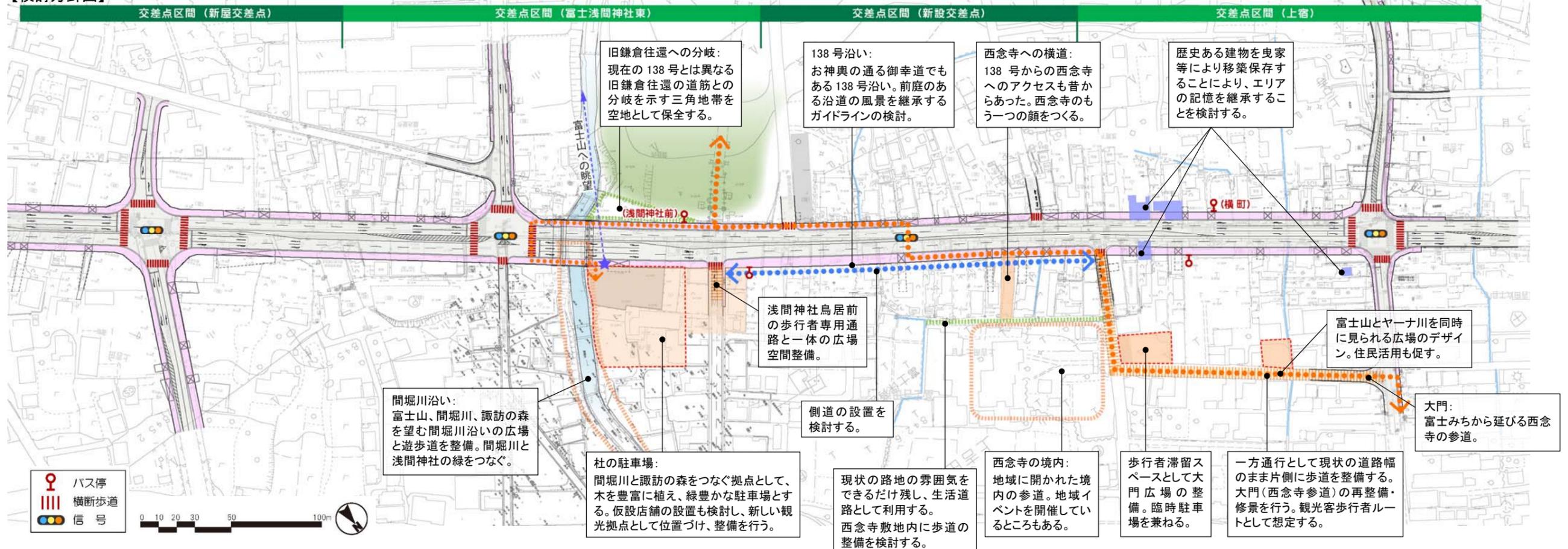
- ①国道 137 号～北口本宮富士浅間神社の安全な歩行回遊動線の形成
- ②拡幅に伴う沿道空間との一体的整備
- ③北口本宮富士浅間神社を核とした落ち着きと風格のある道路空間の形成

■道路空間標準断面図



【検討方針図】

※地元住民を対象とした勉強会を踏まえ作成



※本図は検討段階のものであり、今後、市のまちづくりに合わせて変更する可能性があります。

4. 国道 138 号拡幅区間の整備について

<沿道まちづくり検討状況>

景観計画において景観形成重点地区候補地に位置づけられている富士浅間神社前エリアの検討状況は、以下のとおりである。

【方針】

今後、地域の歴史的価値遺構資源の整理を視点を据え、富士みちから国道 138 号歩道の連続性や西念寺への街路整備などを通じて「歴史文化資産を活かしながら、市民と観光客が交流する富士吉田の新たな地域づくり・まちづくり」めざすものとする。

具体的には、平成 29 年度から概ね 6 年間を目処に「歴史文化基本構想」、「歴史的風致維持向上計画」の策定及び認定により、歴史まちづくり法に基づく整備計画を推進する。

表 浅間神社前エリアの検討スケジュール

| | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 富士吉田市の魅力ある街のデザイン調査研究 | → | | | | | | |
| 神社前駐車場・上宿交差点付近等の実験的整備 | → | → | | | | | |
| 富士吉田市歴史文化基本構想の策定 | → | → | | | | | |
| 歴史的風致維持向上計画認定に向けた取組み | | | → | | | | |

【検討状況】

国道 138 号の拡幅事業に伴い、まちの姿が大きく変化することが考えられる浅間神社前沿線（横町・大門）の歴史や地域資源を調査して、まちの将来像を検討する調査研究プロジェクトを慶應義塾大学と連携し進めている。平成 29 年度からは、浅間神社前エリアを対象を絞り、以下の調査研究を行っている。

①浅間神社前エリアの空間特性調査

- ・歴史的形過程に関する調査
- ・現状の自動車・歩行者動線調査
- ・地域住民を対象としたワークショップ形式による課題・魅力把握調査

②浅間神社前エリアの将来構想の改訂

①の空間資源調査及び世界遺産の視点からの検討を踏まえて、平成 26 年度に検討した浅間神社前エリアの将来構想案を改訂するかたちで、新たな案を作成した。(14 ページ下図参照)

さらに、将来構想案の検証を行うための、地域の魅力向上のための短期的アクション(実験的取り組み)を実施している。

●地元住民を対象とした勉強会

「まちを知り、考える まちづくり勉強会」@西念寺

- 第 1 回：平成 28 年 12 月 25 日 「横町再見」
- 第 2 回：平成 29 年 6 月 11 日 「横町を構想する」
- 第 3 回：平成 29 年 12 月 10 日

地元住民を対象として、まちを改めて見つめ直し、国道が拡幅された後のまちの将来像を考え、長期的なビジョンを共有していくこと、また短期的アクションの実践・検証を目的として勉強会を開催している。第 1 回のまち歩きによる地域資源や課題の再確認を行った上で、第 2 回第 3 回は、拡幅後の沿道の具体的な車回しの提案図面や模型をもとに、議論を進めている。生活上の利便性、防災性など様々な側面から、長所・短所を確認しつつ、議論を行っている。歴史的環境を維持する観点から、国道に沿う側道を設ける案も議論されている。



●短期的アクション

①西念寺大門の魅力ある道づくりプロジェクト

「みんなで行灯をつくろう！並べよう！」

歴史ある道空間の演出のため、地域の方々と共に、西念寺大門の沿道を飾る行灯の作成と設置・点灯を実施した。(行灯づくりワークショップ：平成 29 年 8 月 11 日。行灯設置・点灯：平成 29 年 9 月 20 日～26 日)



②まち歩きをしたくなる案内板の作成「浅間神社前駐車場案内板の更新」

浅間神社前駐車場にある案内板の地図を更新し、御師のまちや横町に来訪者を誘導する実験的な試みを行った。



勉強会で提示された沿道エリア道路計画の提案



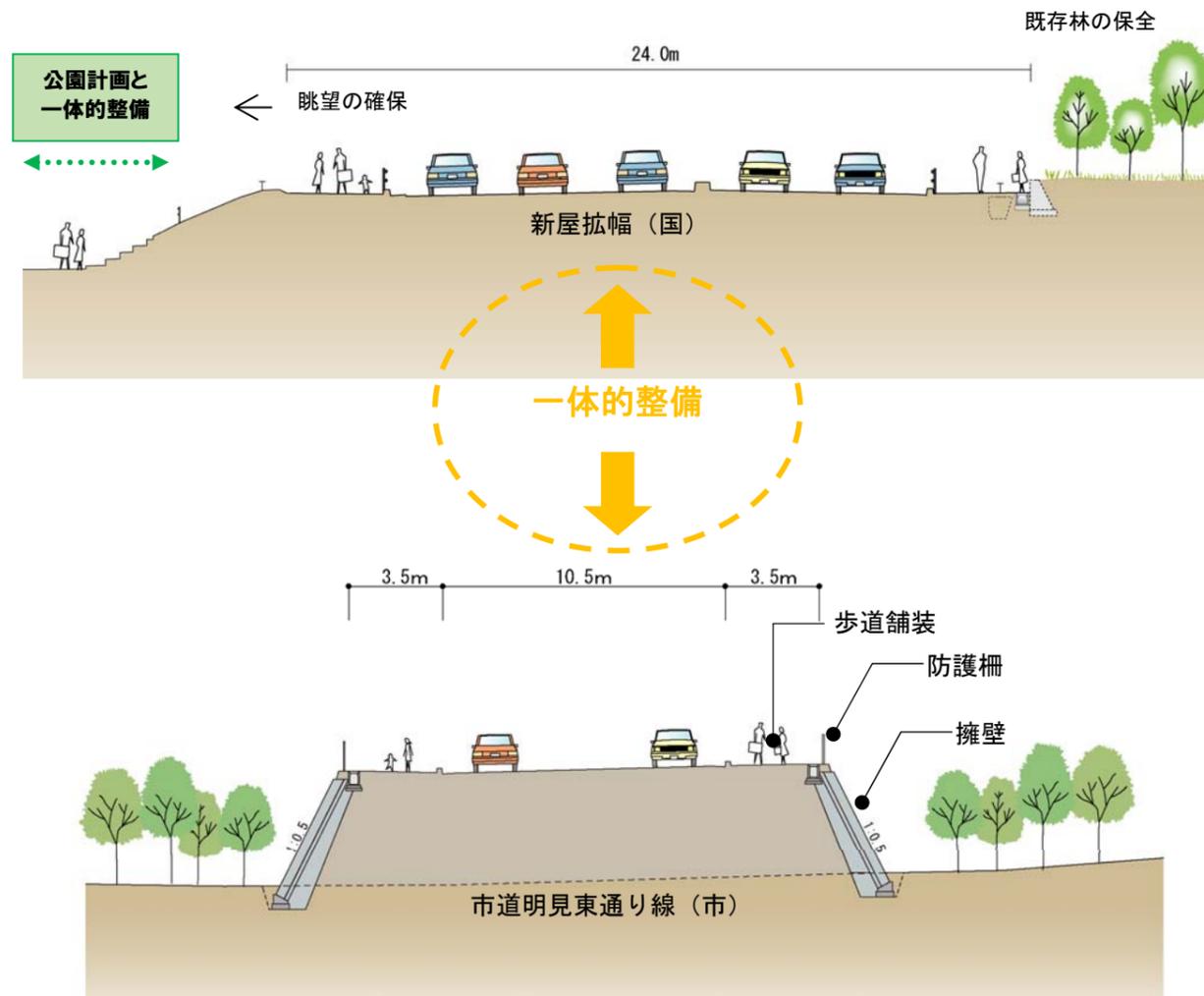
4. 国道 138 号拡幅区間の整備について<イメージ>

2) リフレふじよしだエリア

■整備方針(再掲)

- ① 富士吉田市の玄関口のゲート性の演出
- ② 沿道土地利用の変化に対応した景観形成・誘導
- ③ 地域資源をつなぐ安全で利用しやすい歩行空間の確保

■道路空間整備方針



■沿道空間との一体的整備の検討方針(案)

巡礼の郷公園、市道明見東通り線整備と一体となった空間形成の可能性について検討する。

1. (仮称) 富士の杜巡礼の郷公園との一体的整備の検討
2. 市道整備と一体となった道路景観の検討

(参考) リフレふじよしだ周辺の整備スケジュールについて

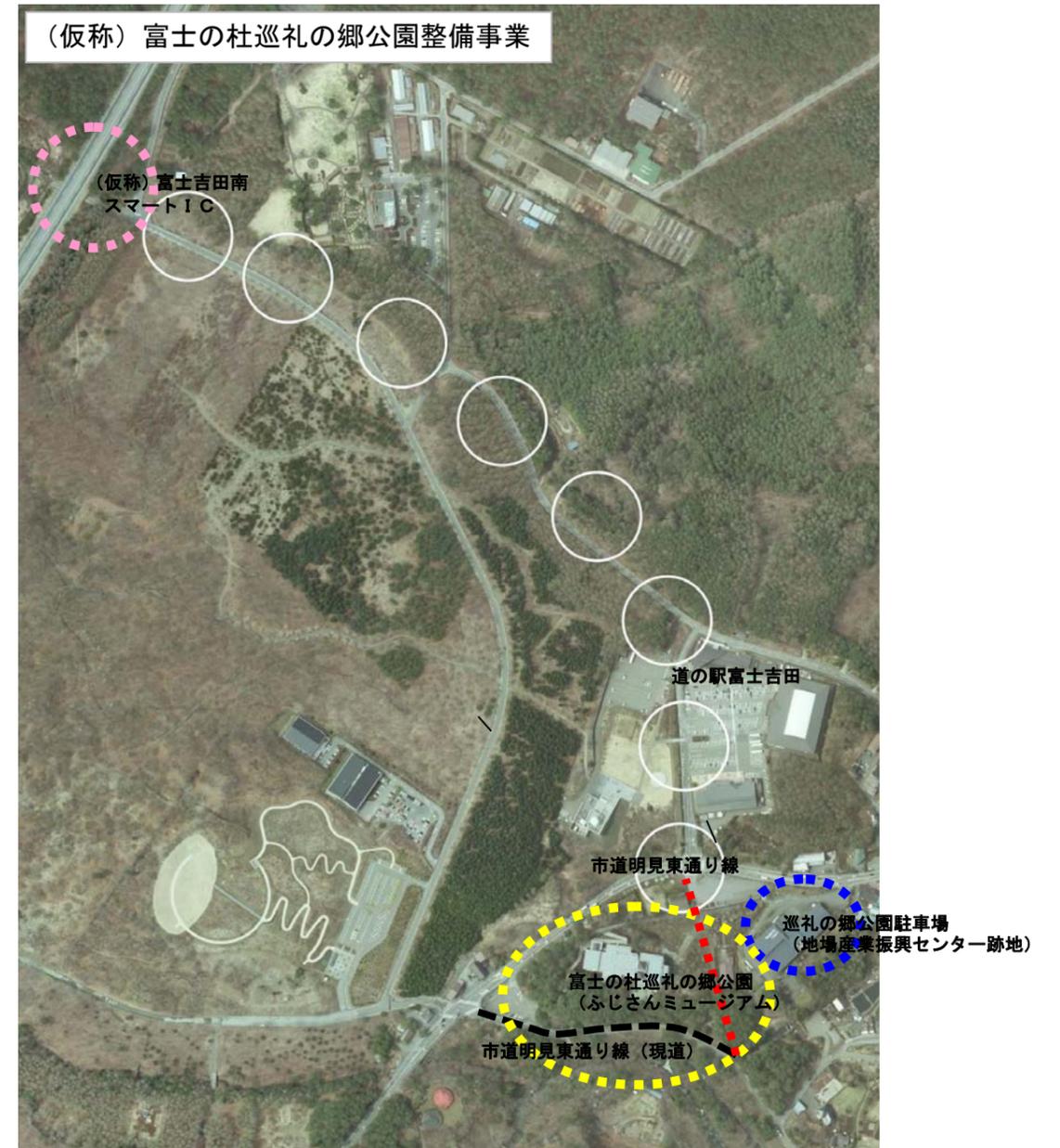


図 (仮称)富士の杜巡礼の郷公園整備事業

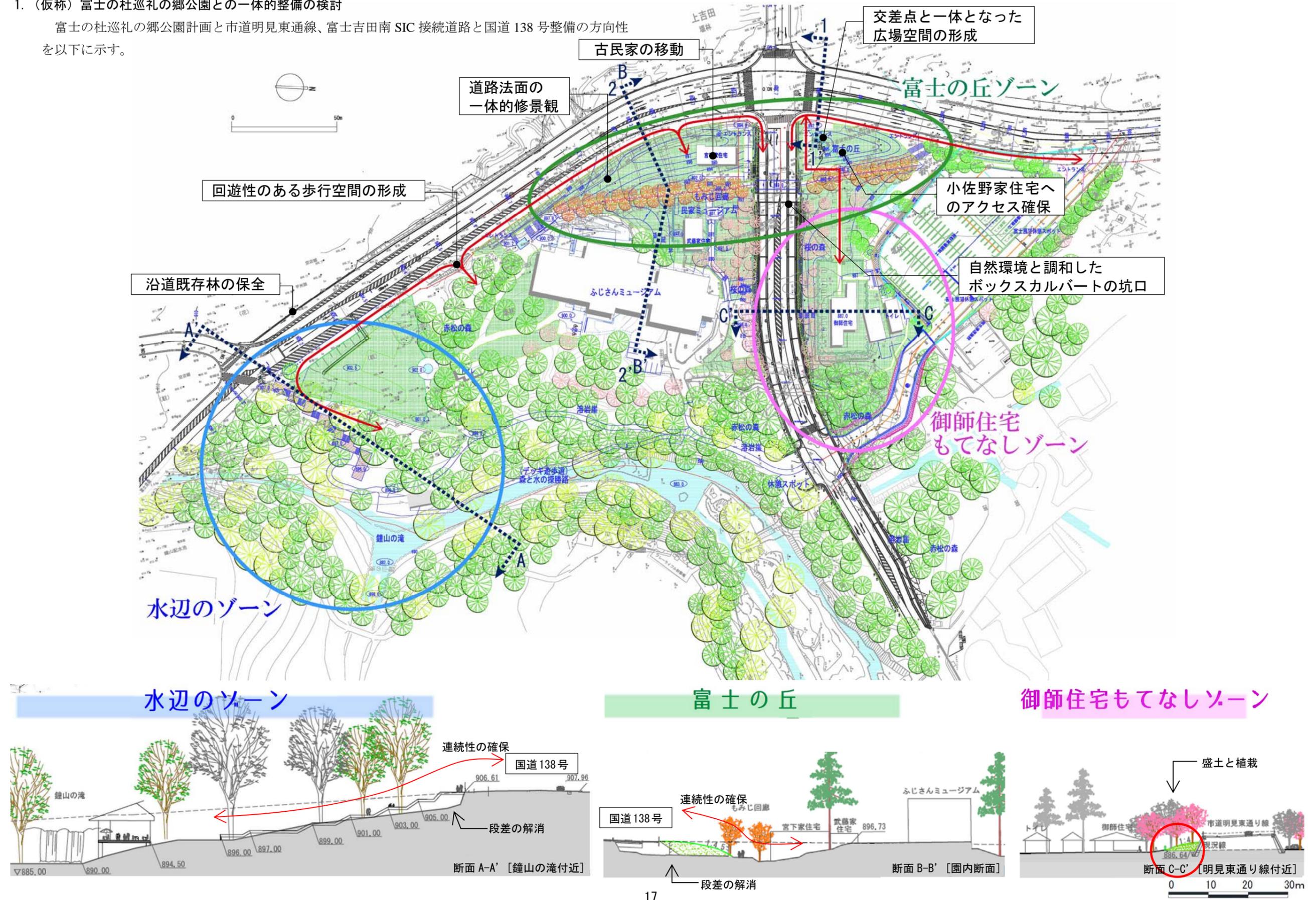
表 リフレふじよしだ周辺エリアの整備スケジュール

| 事業名/年度 | h28 | h29 | h30 | h31 | h32 | h33 | h34 |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (仮称)富士吉田市南スマートICから道の駅交差点へのアクセス道路 整備工事 | | | → | | | | |
| 明見東通り線 付替工事 | | | | → | | | |
| 巡礼の郷公園駐車場 整備工事 | | → | | | | | |
| 巡礼の郷公園 整備工事 | | | | → | | | |

4. 国道 138 号拡幅区間の整備について<イメージ>

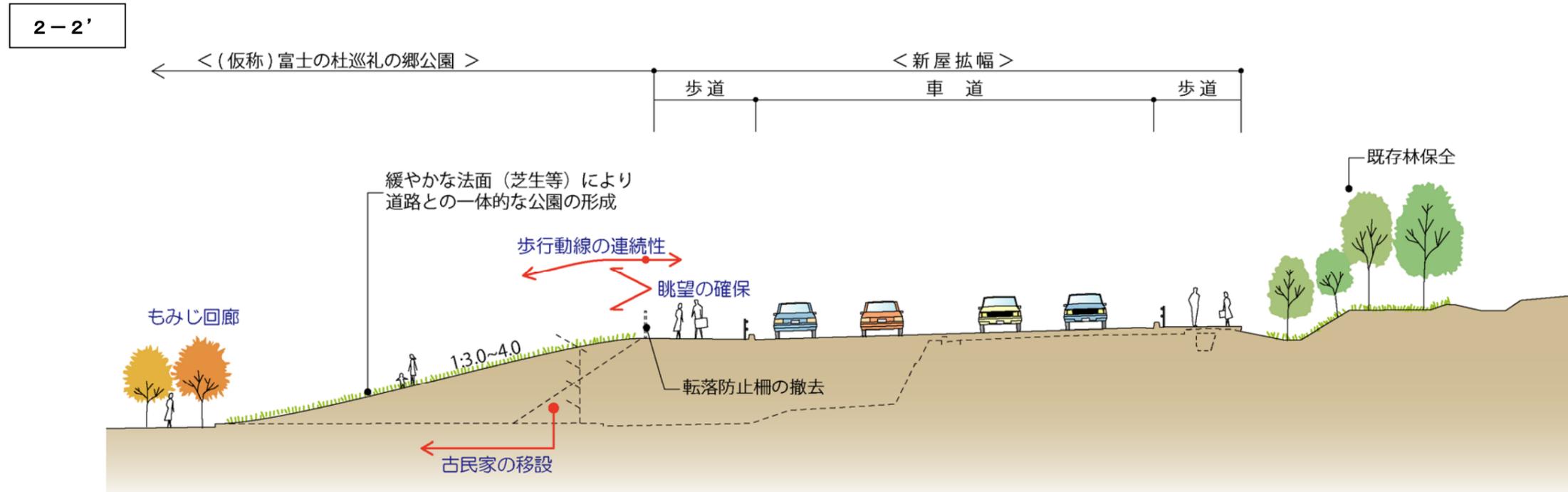
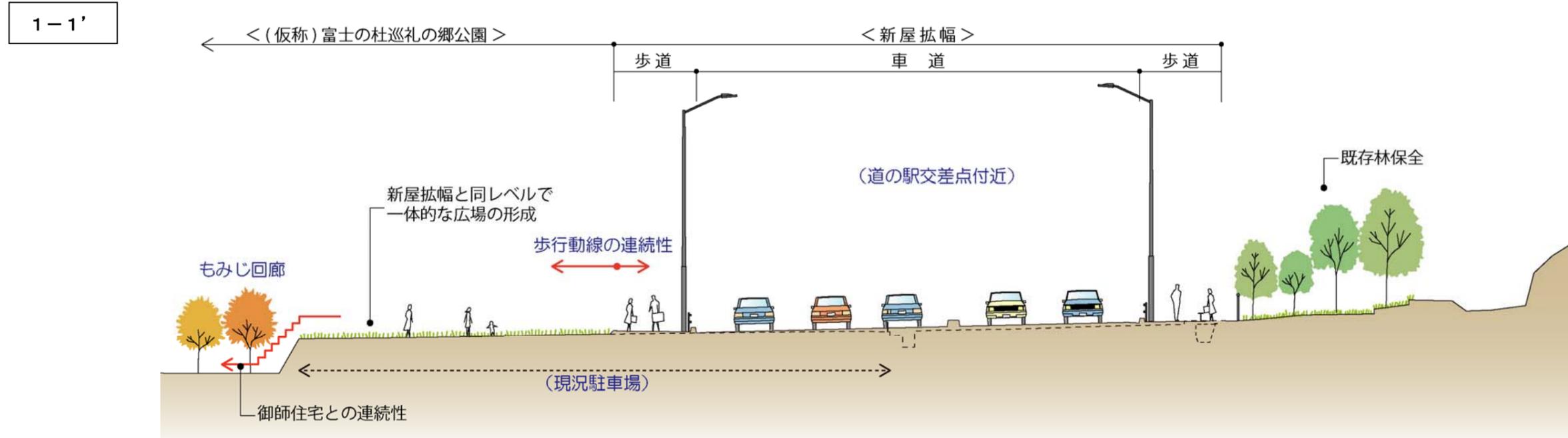
1. (仮称) 富士の杜巡礼の郷公園との一体的整備の検討

富士の杜巡礼の郷公園計画と市道明見東通線、富士吉田南 SIC 接続道路と国道 138 号整備の方向性を以下に示す。



4. 国道 138 号拡幅区間の整備について<イメージ>

< (仮称) 富士の杜巡礼の郷公園との一体的整備イメージ >

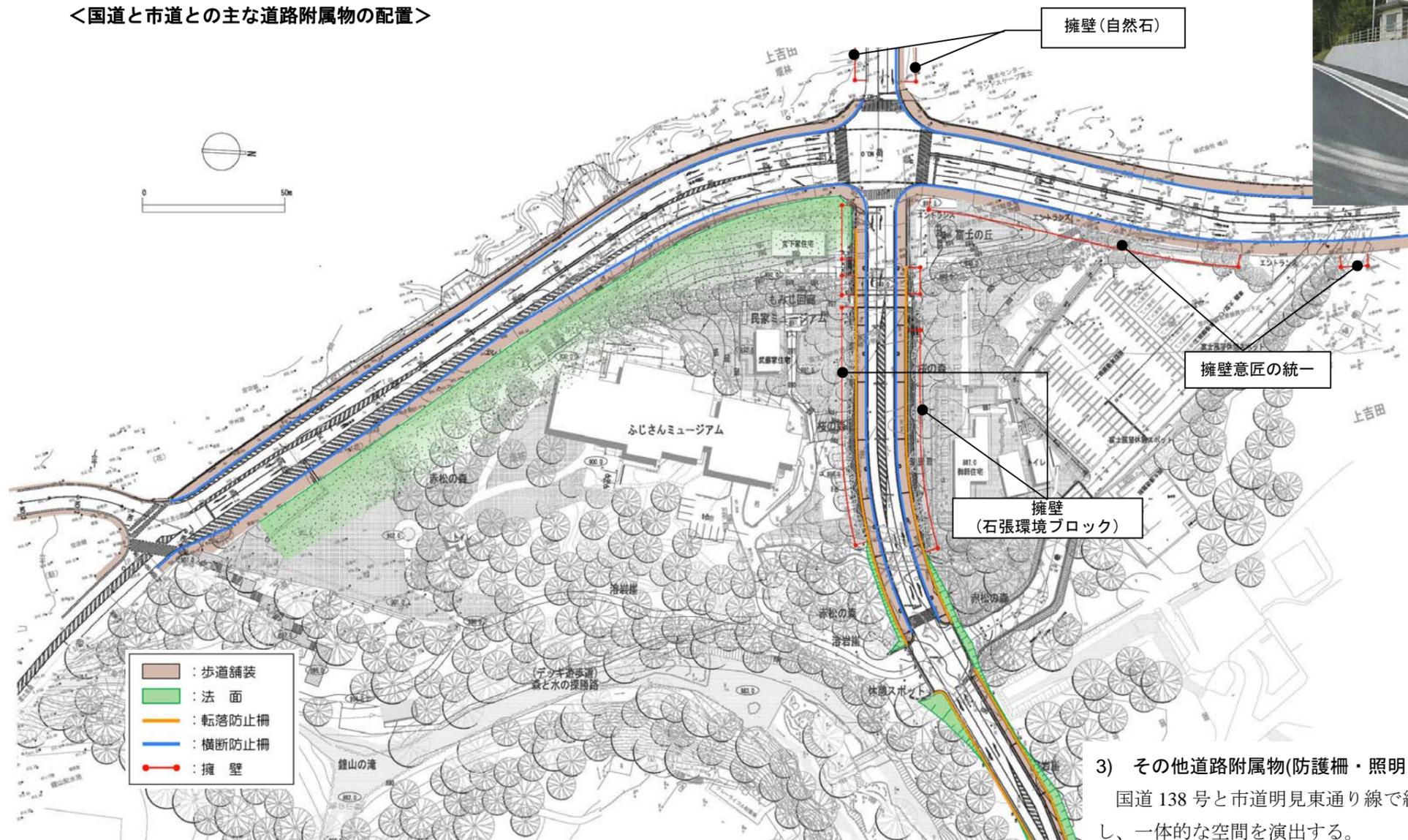


4 国道 138 号拡幅区間の整備について<イメージ>

2. 市道整備と一体となった道路景観の検討

リフレふじよしだエリアを富士吉田市の玄関口としてふさわしい空間とするため、巡礼の郷公園と一体的に整備するとともに、道路附属物等は国道と市道との統一したデザイン・修景を図る。

<国道と市道との主な道路附属物の配置>



1) 歩道舗装

国道 138 号と市道明見通り線で統一した歩道舗装とし、一体的な空間を演出する。また、公園接続部の舗装パターンを統一させるなど、連続性を持たせる。



国道の歩道は公園遊歩道としての機能を有する景観形成を図る

2) 段差処理

a) 擁壁

国道 138 号と市道明見東通り線で統一した擁壁の設えとともに、一体的な空間演出を図る。公園からの見え方に配慮し、擁壁は周辺環境に配慮した設えとする。



周辺環境に配慮した擁壁

擁壁(自然石)

擁壁意匠の統一

擁壁(石張環境ブロック)

b) 法面

国道 138 号と市道明見東通り線で公園側に発生する法面について、設えを統一することで一体的な空間の演出を図る。公園からの見え方に配慮し、芝植栽にする等、公園との調和を図る。



公園の意匠に配慮した柵

3) その他道路附属物(防護柵・照明・信号柱・標識)

国道 138 号と市道明見東通り線で統一した防護柵の色彩・形態とし、一体的な空間を演出する。公園の意匠に配慮した色彩、素材とする。透過性を考慮した柵の形式とする。

4) ボックスカルバート

ボックスカルバートの杭口の設えは、隣接する擁壁と合わせた設えとし、連続した壁面となる様、留意する。

